

第七十三回 帝國議會
衆議院

恩給金庫法案外一件委員會議錄(速記)第八回

會議

森幸太郎君

昭和十三年三月一日(火曜日)午前十時三十

出席委員左ノ如シ

卷一百一十五

理事最上 政三君 理事小笠原八十美君

理事森
幸太郎君

高橋 義次君
釘本 衛雄君

林瀟 武男君 清水德力良君

卷之三

林一君

塚本
重藏君
今井
新造君

出席政府委員左文女

內閣恩給局長 高木 三郎君

陸軍政務次官
加藤久米四郎君

海軍參與官 岸田 正記君

本日八會議二上別外九議案左ノ如次

恩給金庫法案(政府提出)

○前田委員長 是ヨリ開會ヲ致シマス――

森幸太郎君 ○森委員 同僚各位カラ大體各方面ニ互ツテノ御質疑ガアリマシテ、私ノ御尋セントスル所モ其中ニ含マレテ居ルノデアリマスガ、尙ホ二三御尋致シタイコトハ信用組合ニ此金庫事務ノ一部ヲ代行セシムルコトニ付キマシテハ、當局トシテ反対ノ御意向ノヤウニ先般承ッテ居ルノデアリマスガ、其反対セラレル根據ヲ承リタイ

○高木政府委員 代行機關ノコトニ付キマシテハ、先般來度々申上ガタノデアリマスガ、金庫ト致シマシテハ、金庫ノ特殊ノ目的カラ致シマシテ、成ベク自己ノ手足ヲ用キル方ガ適切デヤナイカト云フノデ、成ベク自己ノ手足トシテ使ヒタイト云フ考ヲ持ッテ居リマス、デアリマスカラシテ、産業組合ニ事務代行ト云フコトヲ既定的ニ入レルコトハ困ルト思ヒマスガ、産業組合ニ拘ラズ其他ノ既設ノ機關ヲ自己ノ手足トシテ効カスト云フコトニ付テハ、別段反対ハナインゴザイマシテ、寧ロ成ベクサウ云フ既設ノ機關ヲ有效ニ利用スル方が宜シイ、唯代行ト云フトニナリマスト、計算ノ混雜ト

○森委員 私ハ金庫ノ事務ヲ實施サレル上ニ於キマシテ、今日信用組合ガ恩給金庫ノ今後行ハントスル事務ヲ既ニ行シテ居ルト云フヤウナ立場カラ、地方ノ利用者ニ便宜ヲ與ヘル上カラ、信用組合ニ一部ノ事務ヲ代行セシムルコトガ適當デアルヤウニ、私ハ考ヘルノデアリマスガ、只今政府委員カラ其反対セラレル根據ヲ承ッテ置ク次第デアリマス

次ニ御尋致シタイコトハ、恩給證書ヲ擔保トシテ産業組合ガ現ニ融通ヲ致シテ居ルノデアリマス、是ハ政府ノ監督機關トシテ産業組合ノ十分ナル監査ヲナサッタ場合ニ於テ、恩給證書ヲ擔保ニ入レテ金ヲ貸シテ居ルト云フコトヲ政府御自身ニ認メテ居ラレルノデアリマスガ、政府ハ恩給證書ト云フモノヲ擔保物件トシテ入レルコトハ出來ナイト云フコトヲ主張サレテ居リナガラ、一面ニ於テハ産業組合ノ監査ニ於テ恩給證書ガ現ニ擔保ニ入ッテ居ルト云フコトヲ御認メニナツテ居ル譯デアリマスガ、其間非常ニ私ハ政府ノ立場トシテ矛盾ガアリハシナ

付託議案
恩給金庫法案(政府提出)
改正法律案(政府提出)
庶民金庫法(政府提出)
無害業法中改正法(政府提出)
中改正法(政府提出)
中改正法(政府提出)

第六類第七號 恩給金庫法案外一件委員會議錄 第八回 昭和十三年三月一日

云フヤウナコトノ起ラヌヤウニ致サナケレバ
ナラヌト考ヘテ居リマスガ、併シ又社會ノ實
情カラ、殊ニ經濟逼迫ヲ致シテ居リマスル受
恩給者ノ金融ノ途ヲ合理的ニ、弊害ヲ極メテ
シテ、今回ノ恩給金庫法案ヲ提出致シタノデ
アリマス、ソコハ制度ノ正面ノ解釋問題、又
恩給制度創設ノ趣旨ト、又社會ノ實際ノ必要
ト云フコトノ間ノ調和ヲドノ點ニ求メルカト云
フコトガ、結局此恩給金庫創設ノ趣旨ニナ
ル譯デアリマス、一見矛盾シテ居ルヤウデ
ゴザイマスケレドモ、併シ規則一點張リデ
ハイケマセヌノデ、御説ノ通リニ、實際上
ノ、又經濟上ノ已ムヲ得ザル必要ト云フコ
トニ對スルツノ方便ト致シマシテ、恩給
金庫ヲ創設スルト云フヤウナコトニ付テ、
サウ云フ弊害ノ少ナカラシコトヲ期待シタ
イト考ヘテ居ル次第アリマス

メラレマシタ根據ハ何處ニ依ラレタノデア
ルカ、此根據ヲ一ツ承リタイノデアリマス、
ソレト合セテ今回四號表ニアリマス「目二
目ヲ四款ニ繰上ゲラレテ年金ニサレマシタ、
サウシテ三目以下六目ヲ一目ヨリ四目トサ
レテ一時賜金ニナッテ居ルノデアリマスガ、
是ハ從來通リデ少シノ増額モナイノデアリ
マス、一面ニ於テ増額ヲスルト云フ立前ニ
依ッテ計畫サレタ其改正案ニ、此四號表ニ殘
サレタ一目乃至四目ト云フモノガ、依然ト
シテ其儘ニ存置サレテ居ル、是ハ甚ダ今回
ノ改正ノ趣旨ニ副ハナイヤウニ考ヘルノデ
アリマスガ、此儘据置カレタ理由ヲ承リタ
イト思ヒマス

於テ調査致シマシタ全國ノ平均生活費ヲ基
準ト致シタノデアリマス、ソレカラ款症以
上ノモノニ對シテ増額ヲ致シマシタガ、目
症以下ノモノニ對シテ増額ヲシナイノハド
ウ云フ譯デアルカト云フ御尋デアリマシタ、
是モ先般詳細ニ申上ゲタト思ヒマスガ、今
回ノ増額ハ主トシテ症項ノ重イモノ、詰リ
症狀ノ重イ者ニ厚ク給與シタイト云フ考デ
アリマシテ、段々上ノ方ニナル程厚クナリ
マシテ、下ノ方ニ行ク程其ノ增加ノ率ガ少
クナル、其爲ニ程度ノ非常ニ輕イ所ノ目症
以下ノモノニ對シテハ、増額ヲ致サナカッ
タノデゴザイマス

リマスガ、軽イモノデアルカラト言ッテ其儘ニ据置イタト云フコトハ、今日増額ヲ必要トスル社會情勢カラ考ヘマシテ、ヤハリ目症ヲ其儘ニ置クト云フコトモ理由ニナラヌ、斯様ニ考ヘマスガ、其儘ニ置カレタモウ少し徹底シタ理由ヲ承リタイト思ヒマス

○高木政府委員　目症ノ内容ニ付キマシテハ、専門ノコトニ涉ルノデゴザイマスガ、實ハ現在ノ第三目症ノ程度ノモノハ非常ニ輕イモノデゴザイマス、獲得能力ト云フ上カラ申シマシタナラバ、假ニ労働者ト致シマシテモ、殆ド大シタ影響ノナイ程度ノ症項ナノデアリマス、例デ申シマスト、新第
一目ニナリマス第三目症、是ハ現在ノ基準ニ依リマスト、外部ニ現レマシタ症狀カラ申シマスレバ、片ツ方ノ環指、此指ノ機能ヲ癒シタモノト云フ程度デアリマス、一本ノ環指ノ機能ヲ癒シタ程度ノコトデアリマシテハ、普通ノ自由職業者ニ於テハ勿論、労働者ニ於テモ、殆ド其作業能力ニ影響ガナイデハナイカ、是ハ大戦後ノ英吉利ノ「ウナー・ベンショーン」アタリノ例ニ依リマシテモ、日本ヨリモ遙ニアラノ例ニ依リマスカ、程度ノ高イ者ニシカ給與シチラノ方ガ辛イ、辛イト申シマスト……ド

アルノデアリマスカ、承リタイト思ヒマス

○加藤政府委員 戰地ニ於キマシテモ、内

地ニ於キマシテモ軍醫ノ割合或ハ補充ニ關シマシテハ、私此處デ申上ゲル自由ヲ有シ

リマスコトハ事實デアリマスルガ、打明ケテ申シマスト、此頃ノ傷病者ノ數ガ實ハ多

種多様ニ涉ツテ居ルノデアリマス、平病者ハ

方面カラ申シマスト、少シク豫想シタ以外

ノ者モアッタノデハナイカ、又戰傷者ノ方カラ申シマシテモ、今度ノ戰傷ハ兵器、戰闘

ノ模様ニ依リマシテ、從來ノ戰傷ヨリモ少

シク種類ガ變ツテ居ルノデハナイカ、過般此處デ、特殊ノ外科ヲ目標トシテノ病院ヲ設立致シタト云フコトヲ申上ゲマシタガ、是

ハ兵器ノ異ナルコトニ依ツテ從來ノヤウナ戰傷トハ少シク變ツタ戰傷ガ出テ來テ居リマス、

主トシテ神經系統ノ機能ニ屬スルモノガ多

イノデハナイカ、是ハ外傷トシテノ治癒ハ

致シマシテモ、サウ云フ神經系統ニ關スル

方面ノ治療ガ伴ハナイト云フ虞レモアルノ

デハナイカ、斯ウ思ハレルノデアリマシテ、ソレニ付テノ治療法ヲ特ニ設ケテ居リマス、

治療スル場所、所謂病院モ設ケテ居リマス、サウ云フヤウナコトデ從來ヨリ少タ變ツテ

居リマスノデ、軍醫ノ方ノ之ニ對スル治療

ノ方針モ從來ヨリハ實ハ簡單ニ參ッテ居リ

マセヌ、各種ノ方面カラ研究ヲサレテ居リ

マスルシ、之ニ對應スルダケノ治療ノ方法

モ講ジテ居リマスガ、患者何人ニ何人ノ軍

此處デ申上ダラレマセヌコトハ淘ニ遺憾ニ

存ジマス

○森委員 次ニ御尋致シタイノハ、傷病兵

ト云フモノハ、其病氣或ハ怪我ノ程度ニ依ツ

テ、攝取スル榮養、或ハ食物ノ種類ト云フコ

トニ付テモ考ヘラレナケレバナラスト思ヒ

マスルガ、一日ドノ位ノ經費ヲ賄費ニ考ヘ

ラレテ居ラレマスカ、其榮養攝取費ト申シ

マスカ、一日ドノ位ノ賄費ヲ病院トシテ割

當テテ居ルカ、此程度ヲ承リタイト思ヒマ

ス、只今ハ能ク記憶致シマセヌ

○森委員 私希望ヲ申上ゲテ置キタイト思

マスルシ、之ニ對應スルダケノ治療ノ方法

ノノデアリマスガ、傷病兵ノ家族ノ者ガ非常

ニ色々心配致スノデアリマス、陸軍病院ニ收

護婦ノ手モ少グ、又攝取サレテ居ルモノヤ、看

護ノ狀況ヲ見マシテ、如何ニモヒドイト云

フヤウナ氣持ヲ家族ガ懷イテ居ルコトヲ私

直接聞イタノデアリマス、戰時事變ニ出征

致シマス時ニハ、民間ノ賄デアリマシタ

カ、陸軍ハ經費ヲ出サレテ、相當ノ待遇ヲ

將兵ニサレタノデアリマスガ、ソレニ比

シマシテ傷病者ニ對スル賄ノ點ガ非常ニ

私ハ貧弱ノヤウニ考ヘラレルノデアリマ

ス、勿論病氣ニ依リマシテ、或ハ怪我ノ程

度ニ依ツテ、健康體ノ如クニ與ヘルコトハ

或ハイケナイカモ知レマセヌケレドモ、大

體ニ於テドウモ賄ガ不十分デアルト云フヤ

ウナコトヲ家族ガ聞イテ、心配致シテ居ル

事實ヲ私ハ聞クノデアリマス、看護婦ノ

不足、或ハ軍醫ノ不足ト云フヤウナコトガ

ノデアリマス、此軍醫ニ付キマシテモ、斯

ウ云フコトヲ申上ゲテハドウカト思ヒマス

ガ、現役ノ軍醫ノ方ハ規律正シク、又何ト

テ幾ラカト云フコトモ私調査シテ申上ダマ

ラレルノデアリマスガ、今回ノ事變ニ臨時召集サレタル所ノ軍醫ノ方ガ、陸軍病院ニ勤務サレテ居ルノモ相當ノ數ガアルヤウニ

考ヘルノデアリマス、斯ンナコトヲ申上ゲテハ、サウ云フ方ニ對シテ失禮デアルカモ

知レマセヌガ、ドウモ現役ノ軍醫ノ方ノ如

クニ執務ガ出來テ居ラナイノデハナイカト

云フヤウナ心配モサレルノデアリマス、戰

争ニ行ツテ、サウシテ不幸ニシテ怪我ヲシ、

或ハ病氣ニナツタ將兵ニ對シテハ、出來ルダ

ケノ手當ヲシテ戴イテ、サウシテ家族ガ安

心シテ、陸軍病院ニ療養シテ居ルコトニ何

等ノ不安ヲ與ヘナイト云フコトニ、軍トシ

テハシテ戴キタイト思フノデアリマス、是

ハ私ノ希望デアリマスガ、之ニ付テ將來恩

給ニ依リ、或ハ一時賜金ニ依ツテ今回ノ此

戰傷ヲ慰安スルコトハ、國家トシテ當然デ

アリマスガ、私ハ物質的ノモノヨリ、寧ロ

更ニ精神的ニ此戰傷者ニ對シテ國家ハ報ヒ

ナケレバナラスト思フノデアリマス、戸籍

面ニ戰死ト云フコトヲ書入レルコトニ改正

サレタコトハ淘ニ結構デアリマスガ、更ニ

勳等ノ如キコトモ戸籍面ニ表ハシテ、將來

ニ其立派ナ軍功ヲ貽スルト云フコトハ必要

デアリハシナイカト私ハ思フノデアリマス、又將來自分ノ戸籍面ニ軍功ヲ誇ル動等ガ掲

ガ、軍當局トシテノ御考ヲ承リタイト思フ
ウ云フ必要モアラウカト思フノデアリマス
テ不具トナラレタ所謂廢兵ノ方ニ對シマシ
テハ、色々厚生省ニ於テ再教育ヲ考へ、或
ハ今後ノ生活ニ支障ナカラシメルト云フコ
トニ付テノ折角ノ御研究ガナッテ居ルヤウ
デアリマスガ、私ハ精神的ニ報ヒルト云フ
コトニ付テ、出來ルダケノ方策ヲ考ヘテ戴
キタイト思フノデアリマス、是等ノ點ニ付
キマシテノ陸軍當局ノ御意見ヲ承レバ結構
ト思ヒマス

聞イタノデアリマス、是ハ丁度森君ノ言ハレタコトト同ジ意味デアラウト思ヒマス、苟モ戰場ニ露ト消エタ其人々ノ遺族及ビ戰傷者ノ家族、此人々ノ氣持ヲ十分慰安スルト云フコトノ方法ヲ講ズルコトヘ、軍トシテハ私ガ申ス迄モゴザイマセヌ、當然必要デアリマス、隨テ先程御話ニ相成リマシタ陸軍病院ニ於ケル、或ハ其他ノ療養所ニ於ケル手當、看護ノ如キモ、出來ルダケ此旨ニ副フコトニ致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ多數ノ看護婦或ハ軍醫ノ中ニハ、サウ云フ氣持ガビッタリト來ナイ人ガ萬ガニニモアツタノデハナイカ、私共非常ニ心苦シク、心配ヲ致シテ居ルノデアリマス、併シサウ云フコトノナイヤウニ斷エズ激励ハ致シテ居リマス、居リマスガ、吾々ハドウシテモ其氣持デヤラナケレバナラナイノデアリマス、先程ノ家族ノ人ノ満足スルヤウニト云フ食餌療法ノ營養攝取ノ問題デアリマスガ、是モ平素カラ軍ノ方デハ特ニ注意ヲ拂ツテ居リマシテ、各醫科大學ニ於キマシテモ軍陣醫學ノ講座ヲ設ケテ居リマシテハ其榮養分ノ程度或ハ戰傷ニ對スル滋養分ノ攝取ノ方法、種類、例ヘバ傷病者ニ必要ナル「カロリー」デアルトカ攝取セシムベキ「ビ

タミン」デアルトカ、或ハ其他臨床ノ上ノ取扱ダトカ云フヤウナコトマデモ研究ハサレテ居ルノデアリマス、デアルカラ假令ソレガ現役、豫後備何レニ致シマシテモ、其コトハ大體承知致シテ居ル筈デアリマスガ、動トモ致シマスルト、多イ中ニハ此意味ノ徹底シナイコトモアリ得ルカト實ハ憂ヘテ居ルノデアリマス、又家族ノ方々カラ御考ニナルト其應召以前ノ平素ノ家庭ノ生活ガ先入主ニナッテ居リマスルカラ、ソレデ一應ハサウ云フ御考ヲオ持チニナル方モアリ、隨分吾々直接サウ云フコトヲ承ッテ居ルノデアリマスルガ、大體ト致シマシテ、サウ云フコトノナイヤウニ十分平素ノ調査研究ニ基イテヤツテ居ルノデアリマス、併シ唯ソレガ戦後ノサウ云フ人々ニ對スル治療デアリマスルカラ、親切心ト云フカ、同情心ガ伴ヒマセヌト、其間面白カラザル結果ヲ見ルノデアリマス、デアルカラ、物質上、精神上、所謂物心兩界ニ瓦ツテ親切ニ、是等國家ノ爲ニ犠牲ニナッテ貫ッタ人々ニ對シテハテハ十分注意ヲ致シテ居リマス、デアリマスルカラ今御話ニナリマシタヤウナコトノナイヤウニ、十分注意モ致シマスカラ、御諒承ヲ願ヒマス

〔坂東委員長代理退席、委員長著席〕
ソレカラ内地ニ歸還ヲ致シマシテ、サウシテ症狀ガ變化シテ戰死シタ場合ノコトヲオ聽キニナッタノデアリマスガ、是ハ普通ノ取扱ヲ申上ゲマスト、戰傷シテ一旦治癒シタ云フヤウナ場合デモ、大體ノ取扱ハ今戰傷死トシテ取扱ツテ居リマス、併シ全然因果關係ノナイヤウナ場合ハ左様ニ取扱ヒ兼ネル場合モナイトモ限リマセヌケレドモ、大體斯ウ云フ際ニ於テハ、普通ハ戰傷死トシテ取扱ツテ居リマス、是ハ取扱ツテ居リマスル内容ヲ私申上ゲルコトハ、實ハ考ヘナケレバナラヌト思ヒマスガ、ソレ位同情ヲ以テ取扱ツテ居リマス、此コトヲ一言申上ゲテ置キマス

フノデアリマス、此希望ヲ申上ゲテ私ノ質問ヲ終ルコトニ致シマス

○前田委員長 江藤源九郎君——一寸御諮詢シマスガ、陸海軍大臣ハマダ出席ニナリマセヌガ、差支アリマセヌカ

○江藤委員 宜シウゴザイマス——恩給金庫法ニ付テ一寸御尋致シタイト思ヒマス、同僚カラ度々御質問ガアリマシタガ、資金ノ利率ノ五分五厘ト云フモノラモット三分位ニ減ラシ、又經營費ヲウント節約致シマテ、サウシテ貸付利息ヲ五分位ニ減ラスト云フヤウナ御考ハアリマセヌカ、御伺致シタイト思ヒマス

○高木政府委員 出資金ノ利率ニ付キマシテハ、是ハ豫定デアリマシテ、今ノ五分五厘ト云フコトニ確定シタ譯デハナイノデアリマス、ソレデアリマスカラ、先般モ申上ゲマシタヤウニ、此資本金ハ主トシテ金庫ノ財の基礎ヲ固メルト云フ程度ニ止メマシテ、實際ノ運用資金ト致シマシテハ、他ノ方面カラ借入レルコトニ依ッテ、成ベク安い金ヲ求メル積リデアリマス、唯此資本金ト云フコトニナルト、後ノ拂込義務ノ負擔等ノ關係上、ヤハリ相當ノ剩餘金配當ト申シマスカ、配當ヲ行ヒマセヌト、一般トノ均衡ガドウカト考ヘマスノデ、成ベク資金ノ

方ハ拂込ヲ少ク致シマシテ、運用資金ヲ他ニ求メル積リデアリマス、事務費ニ付キマシテモ、出來得ル限り節約ヲ致シタイト考ヘテ居リマスノデ、御手許ニ差上ゲマシタ設立要綱ハ單純ナ吾々ノ方ノ腹案ト云フ程度ノモノデアリマスノデ、實際ノ問題ニ付キマシテハ、尙ほ設立準備委員會等ニ於キマシテ、慎重ニ研究致シマシタ上デ、出來得ル限り節約ヲ行ヒタイト云フ考デ居リマス、又貸付利息ニ付キマシテモ、豫定ハ六分ト云フコトニナッテ居リマスガ、是モ資金「コスト」ノ關係デアリマシテ、若シ安イ金ガ得ラレマシテ、將來トモ計算上立行クト云フコトデアリマスレバ、モット此利率ヲ引下ゲル積リデアリマス、唯當初ノ私共ノ計畫ト致シマシテハ、元來ガ素人デアリマスノデ、成ベク餘裕ノアル計算ヲ立テテ置キマセヌト、將來是ガ出來マシテカラ利率ヲ上ゲルト云フヤウナコトガアッテハ、却ッテ工合が惡クハナイカ、出來得ル限り安全率ヲ見越シタ利率等ヲ計算ニ立テテ居リマスガ、話モアリマシタケレドモ、恩給金庫ヲ御作リニナルノニ、アナタ方バカリガ寄ッテ御作リニナラナクテモ、政府ノ御仕事ナンデスカラ、政府ニ玄人ガ、澤山居ルノデスカ

バ、現在後援會或ハ義濟金等デ融通シテ居リマスモノヨリモ、高イ利率ニナルノデアリマス、サウシマスレバ成程此恩給金庫法ガ出來マシタ爲ニ、現在義濟會或ハ後援會等ニ於テ金ヲ借リルコトノ出來ナイ老年者等ニ於テ重傷者等ヲ救フコトハ出來マス、救フコトハ出來マスガ、半面ニ於キマシテ多數現在借リテ居リマスル者ガ今度ハ高イ利息ノ金ヲ借リナケレバナラヌトスウ云フコトニナルノデアリマス、即チ六分ノ利息ニ、生命保險ヲ付ケテ居ル者ハ補償料トシテ一分、合計七分ノ利息ヲ拂ヅテ肩替リラシナケレバナラヌ、現在ハドウカト申シマスト、御承知ノ通り義濟會ニ於キマシテハ六分五厘七毛、後援會ニ於テハ六分六厘デアリマス、若干デハ私ガ申上ゲル迄モナク、第一線ニ奮闘シテ居リマスル將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムル第一ノ方法デアラウト思フノデアリマズ、即チ遺族竝ニ傷痍軍人ノ生活ヲ之ニ依ッテ保障シテヤル意味ガアルノデアリマス、モ重大ナ意義ガアルト思フノデアリマス、ソレデ出來ルダケ慎重ニ審議シテ、遺憾ナキヲ期シタイト思フノデアリマスルガ、先日モ申上ゲタヤウニ、第一線ニ於テ部下ヲ名譽ノ戰死者タラシメ、又ハ傷痍軍人タラ

ト、折角ノ恩給金庫法ガ却テ現在ノ多數ノ恩給受領者ラシテ困ラセルト云フ結果ニナリハセヌカト思フノデアリマス、其點ニ付テドウゾ十分ノ御配慮ヲ御願シテ置キマスソレニ付テ只今御説明ガアリマシタヤウニ六分ト云フノハ成ベク安全ヲ圖ツテヤッタンデアル、ダカラシテ成ベクソレヲモット減ラシタイト云フ御意圖ガアリマスデセウカ、ソレヲ念ノ爲ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス○高木政府委員 只今ノ御質問ハ洵ニ御尤ナコトト考ヘマスノデ、出來ル限り成ベク安イ利息ニ致シマスヤウニ取計フ積リデアリマス○江藤委員 次ハ恩給法ノ改正ニ付テ若干御質問申上ゲタイト思ヒマス、此恩給法ハリマスケレドモ、高イ利息ノ金ヲ多數ノアリマスケレドモ、高イ利息ノ金ヲ多數ノアリマスカラ、素人ノ御計畫ト云フ御作リニナルノニ、アナタ方バカリガ寄ッテ御作リニナラナクテモ、政府ノ御仕事ナンデスカラ、政府ニ玄人ガ、澤山居ルノデスカ

シメダ指揮官——將兵ノ心理狀態ヲ最モ能ク了解シテ居ラル、所ノ陸海軍大臣ノ御意見ヲ承ルト云フコトハ、此際最モ重要ナコトト思ッテ、兩大臣ノ御出席ヲ數日來御願シテ居ルノデアリマスケレドモ、遂ニ御出席ヲ得マセヌコトハ、是亦已ムヲ得又事情ガアルノデアリマスノデ、此際取敢ズ政務次官ノ御意見ヲ承シテ、他日機會ガアリマシタナラバ、其中ノ重要ナル點ニ付テハ是非陸海軍大臣ノ御意見ヲ承リタイト思フノデアリマス、今回ノ恩給法ノ改正ノ御趣旨ハ洵ニ結構デアリマシテ、私ト致シマシテモ御趣旨ニ付テハ全然同感デアルノデアリマス、併ナガラ其内容ヲ検討シテ見マスルノニ、ドウモ御趣旨ニ副ハナイ、或ハ不徹底デアリト云フ點ガ段々アルヤウニ思ハレルノデアリマシテ、私ノ愚見ハ御手許ニ差上ゲテアリマスカラ、仔細ニ御覽ノ上一ツ御教示ヲ御願シタイト思フノデアリマス

第一ニ遺族扶助料ノコトデアリマスルガ、ドウモ所謂死ンダ者貧乏デ、遺族ト云フモノガ閑却サレテ居ルト云フコトハ争フコトノ出來ナイ事實デアルノデアリマス、此内閣ニナリマシテモ、ヤハリ其事ガ事實トシテ現レテ來ルコトヲ洵ニ私ハ遺憾ニ思フ、ソレハ傷痍軍人保護對策審議會ト云フモノ

ガ官制ニ依ツテ出來マシタガ、遺族保護對策審議會ト云フモノハ官制ニ依ツテ出來ナイノデアリマス、唯傷痍軍人ノ附タリトシテ遺族ヲ研究シタニ過ギナイ、サウ云フ風ニドウモ遺族ガ閑却サレルト云フコトハ、皇帝政治ヲ宣布スル日本ノ政治ト致シマシテハ、洵ニ遺憾ヲ感ゼザルヲ得ナイノデアリマス、先刻ノ恩給局長ノ御話ニモ、遺族扶助料ノ基準ヘ企畫院ノ報告ニ依ツテ、國民ノ生活費用ノ三百圓乃至四百圓ヲ大體見當トシテヤツタンドト云フ御話デアリマシタガ、ソレガ一家族デアルカ、一人デアルカ明瞭デアリマセヌデシタガ、假令ソレヲ一家族ト致シマシテモ、三百圓乃至四百圓デアルナラバ、ドウセ是ハ第三階級ノ人ダラウト思フノデス、其大衆ノ生活費ノ三百圓乃至四百圓ノ三百圓ト云ヘバ一番最低限デス、其最低限ヲ御採リニナルト云フコトハドウ云

フ譯デセウ、名譽アル將兵ノ遺族ヲ優遇スルト云フ御趣旨ニ適ハヌノデハナイカ、切メテ四百圓ヲ御採リニナッタラ如何デスカ、ト思ヒマス、飛躍的ニ上ゲタ御言ヒニナリマスガ、成程今度ハ從來ヨリモ飛躍的デアリマス、併ナガラ明治四十四年以前ノ戦死者遺族扶助料ト増加恩給扶助料トノ增加率ノ比較ヲ御手許ニ差上ゲテアリマスガ、ト考ヘルノデアリマスガ、大體企畫院デ調査致シマシタ全國平均ノ生計費ニ依リマシ

ヲ承^テ居ルノアリマス、提出案ノ加給率
ヲ三人ノ場合ヲ検討致シテ見マスルト、基礎ノ扶助料ヲ加ヘマシテ三人デ割^ツテ見マスルト、一日ガ三十七錢五厘ニナルノデアリマス、子供ガ一人、親ガ一人ト云フ場合ト云フト四人ノ場合ガ出來テ來マス、三人ノ場合ハ相當多カラウト思フ、サウスルト是ガ三十七錢五厘、五人ノ場合ダト云フト二十六錢一厘ニシカナラナイ、是ハ上等兵ノ場合デスガ、一體斯^ウ云フコトデ、名譽アル上等兵ノ戰死者ヲ遇スル所以デアラウカト云フコトノ私ハ疑^フ持ツノデアリマス、参考ノ爲ニ出征兵ノ家族一日一人ノ扶助額ヲ調べテ見マスト、是ハ多少違ヒガアルカモ知レマセヌガ、六大都市ニ於キマシテハ三人ノ場合ガ平均四十四錢ト云フコトヲ承^タノデアリマス、ソレカラ五万以上ノ都巿トカ、色々細別ガアリマシテ、町村デハ二十九錢、二人ノ場合モ二十九錢、三人ノ場合モ二十九錢、四人ノ場合モ二十九錢、五人ノ場合モ二十九錢、斯^ウ云フコトニナックテ居ルト云フコトデアリマス、此出征兵家族一人一日ノ扶助額ト、戰死致シマシタ遺族ノ扶助額トノ比較ヲ見テミマスト、私ハ戰死者ノ扶助額ガ少イコトヲ甚ダ遺憾ニ思

フノデアリマス、出征シテ居ル者ハ、是ヘ
生キテ還ルト云フコトモ多分ニアル、併シ
名譽ノ戰死ヲシタ者ハモウ還ツテ來ナイノ
デアリマスカラ、是等ハドウシテモ出征シ
テ居ル家族ノ扶助ヲスルヨリ以上ニ私ハシ
テヤラナケレバナラヌト思フノデアリマス
ガ、御意見ヲ承リタイト思ヒマス

○高木政府委員 只今ノ出征兵ノ扶助額ノ
問題ニ付キマシテハ私モマダ詳細ニ能ク存
ジテ居リマセヌガ、聞イテ居リマス所ニ依
リマスト、是ハ必シモ一樣デハナイヤウデ
アリマス、ソレデアリマスカラ、此四十四
錢、或ハ二十九錢ト云フノモ、都市ニ依リ、
町村ニ依リゾレヽ差ガアルコト考ヘル
ノデアリマシテ、此額通リデモナイヤウデ
アリマス、假ニ此額通リデアルト致シマシ
テモ、先程來申シマシタヤウニ、元來恩給
法デ見テ居リマスノハ、都市ト農村ト區別
ヲスルヤウナ組織ニナツテ居リマセヌノデ、
其平均カラ見マシタナラバ、必シモ低イト
ハ考ヘラレナイ、寧口農村ニ於キマスル現
在ノ扶助額カラ見マスレバ、家族一人當ノ
扶助率ハ高クナツテ居ルト云フコトニナル、
ソレデヤ何故都會地ニ於テ下ルカト云フコ
トニナリマスト、是ハ先程モ申シマシタヤ
ウニ、都會地ニ對シテ特別ノ給與ヲスルト

云フヤウナ恩給法ノ制度ガアリマセヌノデ、
是ハ先般來モ申上ゲマシタヤウニ、他ノ
施設ヲ以テ之ヲ補ツテ行ク、軍人ノ遺家族デ
アリマシテモ、ヤハリ國家非常時デアリマ
スカラ、唯其處デ遊ンデ食ツテ行クト云フ
コトデハナク、出來得ル限り自分達モ働く
テ、總テヲ政府ノ施設ニ俟ツト云フコトデ
ナク行カシメルト云フコトガ宜イト思フノ
デアリマシテ、此點ニ付キマシテヘ、御承
知ノ通リ傷痍軍人ニ對スル保護對策審議會
ニ於キマシテモ問題ニナッテ居リマシタヤ
ウニ、ヤハリ保護對策ヲ遺族ニマデ及ボス
ト云フ趣旨デアリマスノデ、遺家族ニ對シ
マシテハ、職業ノ輔導ナリ、就職紹介ナリ
ト云フヤウナコトノ他ノ施設ニ依ツテ、都會
ニ居リマス者ニ對シテハ適切ナル施設ヲシ
テ行キマシテ、恩給ノ問題トシテハ此程度
デ止メルコトガ已ムヲ得ナイノデハナイダ
ラウカト考へマス

フ感ジヲ申上ゲタノデアリマスガ、是ハ議論ニナリマヘカラ、是以上ハ申上ゲマセヌ、
働クト云フ點ニ付キマシテヘ、現恩給法ニ
依リマスト、子供ガ二十歳ニナルト恩給ガ
停止サレルト云フコトニナッテ居ルノデア
リマスガ、今日ノ情勢カラ考ヘテ見マスル
ト、二十歳デハマダ一本立ノ勤キハ私ハ出
來ヌト思フノデアリマス、是ガ學校ニ行ッテ
居ルヤウナ者デアルナラバ、セメテ二十五
ニナラヌト云フト一寸シタ學校ハ卒業セヌ、
又労働者ニ致シマシテモ、マダ二十歳デハ
ソレデ一家ヲ脊負ツテ立ツテ行ク、他ノ者モ
養ツテ行クト云フダケノ腕前ニハナラヌト
私ハ思フ、デスカラ之ヲ現實ノ問題トシテ
考ヘマシテモ、母親モ死ンデシマフ、殘ツタ
子供ガ二十歳ニナッタ、弟ガ十八ト十六ノガ
居ル、或ハソレガ女ノ子デアルト云フヤウ
ナ家庭デ、子供ガモウ二十二ニナッテシマッ
タ——ソレハ次ノ者ガ貰ヒマスガ——サウ云
フヤウナモノデ二十二ニナッタラ直グ止メル
ト云フコトデヘ、一家ヲ脊負ツテ立ツト云フ
ダケノ能力ガナイノデ、到頭一家離散シテ
居ルト云フヤウナ手紙ヲ方々カラ私ヘ受取ツ
ニ延バスト云フコトガ適當デヤナイカト思
フ、二十五歳マデ扶助料ヲヤル、斯ウ云フ

意見ガ段々參ッテ、私モ成程二十デハ今日デハムヅカシイノダラウト云フヤウナ感ジヲ致スノデアリマスガ、當局ノ御意見ハ如何デゴザイマスカ

○高木政府委員 一應御尤ノコトニ考ヘル

ノデゴザイマスケレドモ、只今ノ恩給法ノ立前デハ孤兒ト云フコトニナッテ居リマシテ、普通ノ觀念デ申シマシテ、成年以上ニナルト云フヤウナ者ヲヤハリ孤兒トシテ扱フト云フコトハドウダラウカト考ヘマスシ、又農村バカリデハアリマセヌ、都會地ニ於キマシテモ、教育ヲ受ケルト云フヤウナ階級ハ比較的少イノデアリマシテ、其他ノ者デアリマシタナラバ、大體丁年ニ達スレバ兵役ニモ行キ得ル程度ニナッテ居リマシテ、先ヅ民法其他ノ點カラ一人前ニナッタ、成年ニ達シタ考ヘラレルノデアリマスカラ、其點ヲ基準ト致シマシテ滿二十歳ト云フコトヲ恩給法ガ決メタモノト考ヘルノデアリマス、隨テ將來トモ之ヲ變ヘルト云フコトニ付キマシテハ、現在サウ云フヤウナ考ハ持テ居リマセヌ

○江藤委員 戰病死者ノ遺族ニ遺族扶助料

ヲヤルト云フコトハ、ヤハリ是ハ優遇ト云フ意味ガ茲ニ必ズアルノダラウト思ヒマス、唯食ッテ行ケレバ宜イト云フ最小限度デ満

足スペキモノデハナイト思フ、ダカラ他ノ施設ニ於テ精神的、其他ノ優遇モアリマス

ルガ、サウ云フ意味カラ考ヘテ見マシテ、唯二十歳ニナレバ孤兒トモ云ヘスカラ、ソレデ打切ッテシマフト云フナラ、唯食ッテ行

クト云フコトダケラ標準ニシテ、優遇ト云フ意味ガソコニ缺ケテ居ルノデハナイカト感ズルノデアリマス、此點一ツ御考慮ヲ

煩ハシテ置キタイト思ヒマス、遺族扶助料ノ問題ニ付キマシテハ、私ト政府當局ノ考

ノ相違デアリマスカラ、此程度ニ致シテ置キマス

次ハ傷痍軍人ノ遺族扶助料ノ問題デアリマス、是モ御手許ニ調査表ヲ差出シテ置キマシタガ、是ハ年來問題ニナッテ居タ、政府モ御認ニナッテ居リマス、重症者ヲ優遇スルト云フ御考ノ現ハレダラウト思フ、現行法ニ依リマスト、重症者殊ニ第一項等デ兩手或ハ兩足ガ無イト云フヤウナ者ノ増加恩給ト普通恩給トノ合計ガ千五十圓一年ニアル、ソレデ本人ガ死ンデシマヒマスルト、長年洵ニ介護ヲ要スルヤウナ氣ノ毒ナ夫ヲ守ッテ、國家トシテ表彰ニ値スルヤウナ貞節ナ婦人ヲ國家ガ遇スルノニ、一年七十五圓ノ扶助料シカヤラヌ、斯ウ云フコトニナッテ居シテ、

ハ殆ド今日ハ行方不明ニナッテ居リマス、居

リマセヌ、ソレハ又居ラレヌノデアリマス、居マシテ、輕症者ハ減ラスト云フ風ニ致スコトガ實際デアラウト思ヒマスガ、御當局ノ

ノデアリマス、今回ノ提案ヲ見マスト、ソレガズット殖エマシテ、百六十二圓トナッテ居ルノデアリマス、是ハ洵ニ結構ナ御著意ト思ヒマスガ、唯茲ニ不可解ナ事ハ、此重

症者ノ百六十二圓モ第七項ノ輕症者ノ遺族モ百六十二圓デアッテ、是ガ私ニハ分ラヌ、

重症者ハ政府ノ御意圖ノアルヤウニ重クシテヤラナケレバナラヌ、又實際遺族モサウシテヤラナケレバ、是カラ戰爭後若イ二十

六カラ三十位ノ兩手ガ無クナッタリ或ハ重傷ヲ受ケテ歸ツタ者ガ、一番必要ナコトハ、

之ニ適當ナ配偶者ヲ與ヘテヤルト云フコトデアリマシテ、其配偶者ガ考ヘルコトハ、

成程夫ガ生キテ居ル時ハ名譽アル傷痍軍人ノ妻トシテ社會モ認メテ吳レルダラウケレドモ、一旦夫ガ死ンダ後ハドウナルデアラ

ウカト云フコトハ、ソレハ馬鹿デアリマセヌカラ先ノコトヲ考ヘマス、又重症ノ夫ハ

早ク死ヌト云フコトモ是亦考ヘラレル、サウナリマスト、死ンダ後一遍ニ百六十二圓

ニ減ツテ——七十五圓ヨリモ多イデスケレ

ハ是デモ高過ギルノデハナイカト云フヤウナ議論モ部内ニアッタ程デアルノデアリマ

ス、成程額カラ申シマスト、極メテ少額デアリマシテ、非常ニ御氣ノ毒ニハ感ゼラレ

スト僅ニ十三圓餘リニシカナラナイ、デスカラ是ハドウシテモ重症者ニハモット多クシマシテ、輕症者ハ減ラスト云フ風ニ致スコトガ實際デアラウト思ヒマスガ、御當局ノ御意見ヲ承リタイト思ヒマス

○高木政府委員 増加恩給ヲ持ツテ居リマス者ノ遺族ニ對スル遺族扶助料ガ急激ニ減ルト云フコトハ屢々問題ニナッテ居リマシタガ、昭和八年ノ改正ノ際ニ五年間三割増ト云フ規定ヲ設ケマシテ、其點ヲ或リ程度緩和致シタノデゴザイマスガ、是モ更ニ五年後ニナッテ三割ガナクナッテシマウト云フコトニナレバ、ヤハリ同ジコトデアル、今日ノ改正ニ於キマシテハ此五年間三割増ト云フコトヲ恒久化致ス積リデ最初此案ヲ組ンダノデアリマス、併ナガラ是モ先程申上ゲマシタヤウニ、ヤハリ程度ガゴザイマシテ、

云フ規定ヲ設ケマシテ、其點ヲ或リ程度緩和致シタノデゴザイマスガ、是モ更ニ五年後ニナッテ三割ガナクナッテシマウト云フコトニナレバ、ヤハリ同ジコトデアル、今日ノ改正ニ於キマシテハ此五年間三割増ト云フコトヲ恒久化致ス積リデ最初此案ヲ組ンダノデアリマス、併ナガラ是モ先程申上ゲマシタヤウニ、ヤハリ程度ガゴザイマシテ、

云フ規定ヲ設ケマシテ、其點ヲ或リ程度緩和致シタノデゴザイマスガ、是モ更ニ五年後ニナッテ三割ガナクナッテシマウト云フコトニナレバ、ヤハリ同ジコトデアル、今日ノ改正ニ於キマシテハ此五年間三割増ト云フコトヲ恒久化致ス積リデ最初此案ヲ組ンダノデアリマス、併ナガラ是モ先程申上ゲマシタヤウニ、ヤハリ程度ガゴザイマシテ、

マスケレドモ、此點モ普通ノ増加恩給ヲ持ッテ居ナイ所ノ受給者ノ扶助料額ト比較致シマスト、是亦格段ノ差ガアルノデアリマス、
増加恩給受給者ガ増加恩給ノ原因タル公務デ亡クナリマシタ場合ニ於テハ、或ハ戦鬪ニ因ル公務或ハ普通ノ公務トナッテ、ソチラノ方ニ入ルノデアリマスカラ、唯單ニ増加恩給ヲ持ッテ居ル者ガ平病デ死ンダト云フ場合ニハ此範疇ノ中ニ入ル譯デアリマス、サウ致シマスト増加恩給ヲ持ッテ居タ平病死者ト、持タナイ平病死者トノ懸隔ガ餘リニ甚シク付クト云フコトモ、ソレハ全般的ニ考ヘテ餘程考慮ヲ要スル問題ダト考ヘマシタノデ、此増額ヲ此程度ニ止メタノデアリマス、若シ全般的ノコトカラ申シマスナラバ、一般ノ遺族扶助料ニ付キマシテモ、年額七十五圓ト云フヤウナ額ハ、少イデハナカト云フ議論モ起ルノデヘナイカ、サウ致シマシタナラバ此増額ハ限リノナイコトニナリマシテ、將來ノ國ノ負擔ヲ考ヘマスト、一概ニ之ヲサウ飛躍的ニ上ゲルト云フコトモ穏カデナイ、大體此程度ニ止メテ置イタ方ガ適當ナリト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○高木政府委員 増加恩給ヲ貰ッテ居リマス者ノ立場カラ申シマスレバ、重症ト輕症トノ區別ハアルト思フノデアリマシテ、マスル爲ニ増額ヲシテ居ルノデアリマシテ、其中ノ或ル部分ガ扶助料トナルベキ部分デアルト云フ風ニ考ヘルノデアリマス、隨テ增加恩給ノ症項ガ高イガ爲ニ、其家族ニ餘計ニ扶助料ヲ支給シナケレバナラヌト云フコトハ出テ來ナイト思フノデアリマス、此點ハ私共考ヘテ居リマスノハ、扶助料トカ增加恩給、一般ノ恩給ト云フモノガ、優遇トカ慰勞トカ云フヤウナ意味ヲ含ンデ居ルノデアリマセヌデ、其人自身ヲ優遇スル方法デハアリマスガ、ソレ自體ガ優遇ダトハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、ソレデゴザイマスカラ增加恩給受給者ノ高症者ヲ優遇スルト申シマスガ、其優遇スルト云フ意味ハ其方ニ餘計ニ金ヲ與ヘテ十分ナ醫療介護ヲセシムルト云フ意味デアリマシテ、恩賞トカ慰勞トカ云フ觀念ハ此中ニ入ッテ居ラナイノデアリマス

デス、病死ヲシテ居ツテモ、戦死ヲシテ居ツテモ、遺族ノ被ル精神的物質的ノ損害ハ少シモ變リハシナイ、併ナガラソレガ戰死デアル爲ニ遺族ニ迄ソレガ及ンデ遺族ガ優遇サレル、痍傷軍人デアルト云フノデ其中間ノ六割ヲ上ゲテオ居デニナルノデセウ、其意味ヲ敷衍シテ行キマスト、其戰死ニ近イヤウナ重症者、其遺族ニ餘計ヤルト云フコトハ必シモ私ハ不當デナイト思ヒマスガ如何デスカ

テ死ンダ者ヲ優遇シロ、内地へ歸ッタ者ヨリモ戰地デ死ンダ者ノ方ヲ優遇シロト云フ、ヤウナ議論ガ行ハレルノデゴザイマスケレドモ、是ハ私共ハドツカト申シマスト、一種ノ感情論デアツテ、純理論デハナイヤウニ考ヘテ居リマス、制度ノ沿革上斯ウ云フコトニナツテ居リマスカラ、甲號ト乙號トノ區分ヲ致シテ居リマスガ、實際問題ト致シマシテ、私共ハ裁定致シマス場合ニ可ナリ困難ヲ感ズル場合ガ往々ニシテアルノデアリマス、ソコニヤハリ純理論ト感情論トノ矛盾ガアルヤウニ私ハ考ヘテ居リマス

デカラ其恩給ノ半額ヲ貰フト、ソンナコトヲ今議論シテ居ルノデハナイノデアリマシテ、或ハソレハモット減ラシテモ宜イト云フ議論ガ起ラヌトモ限ラヌ、減ラスト云フコトハ別問題トシマシテモ、其方法トシテ積立金制度ガ宜イトカ、保険制度ガ宜イトカ云フ議論ガ起ラヌトモ限ラヌノデアリマシテ、ソレハ別問題デアリマス、今論ジテ居ルノハ、戦病死者竝ニ傷痍軍人ノ遺族扶助料ノコトデアリマシテ、其遺族扶助料ガ實圓貫ッテ、サウシテ夫婦暮シテ居ツタ者ガ、其亭主ガ死シマッタ云フノデ、一遍ニソレガ百六十二圓ニ減ル、斯ウ云フコトガ實際問題ト致シマシテ甚ダ遺憾ヲ感ズルノデアリマシテ、折角アトヲ宜クシテヤラウト云フ御意思ガアルナラバ、ヤハリ重症者ト輕症者トヲ區別シテ、實際ニ即スルヤウナ——唯机ノ上デ戰死者ガ全額デ、公死者ガ八割ダカラ、傷痍軍人ノ遺族ハマア其中間ノ六割位デ宜カラウト云フヤウナ、簡單ナ考デ之ヲ御制定ニナツタノデハナイカト云フコトヲ非常ニ私ハ心配致シマス、ヤハリ實際ニ即スルヤウナ方法ヲ御制定ニナリマセスト、此改正案デハ非常ナ重症者ノ遺族ト云フモノハ嘆キガ堪ヘナイ、其點ニ付

テドウ御考ニナリマスカ、尙ホ一應承リタマスガ、普通恩給カラ扶助料ニ轉給シタモノト、増加恩給カラ轉給シタモノト關係ガナイト云フ御話デゴザイマスガ、純理論トシテハサウ考ヘテ居リマセヌ、普通恩給受給者ト雖モ理論的ニ考ヘレバ一定ノ年月ノ間ニ獲得能力ヲ喪失シタ云フコトニナル、增加恩給ノ受給者ノ方ハ、ソレガ時間ニ短クシテ恩給ニ達シタ云フ考方デゴザイマスカラ、唯文官等ヲ例ヲ御取リニナルトサウ云フコトニナルト思ヒマスガ、軍人ニ於テ考ヘレバ、同ジヤウナ問題ガ軍人ノ相互ノ間ニ於テ必ズ起り得ルト考ヘラレル、一定年限在職シマシテ、其爲ニ獲得能カト、扶助料ノミヲ以テ行フト云フコトハ國人ニ對シマシテ、陸軍ノ綜合的所見トシテ申マス、恩給委員會ニ於ケル委員諸君ノ質問トハ考ヘナイ、併ナガラ其點ハ先程ノ戰死者遺族、公務死者遺族ニ付テモ同様デアリマシテ、サウ云フ遺族ヲ成ベク勵カセマシテ、其働く併セテ完全ナル扶助ヲ行ッテ行マシテ、ヤナカト思フノデアリマス

○前田委員長 江藤君マダ長ウゴザイマス理デヤナカト思フノデアリマス
恩給法中改正法律案ニ關聯スル事項、一、家財政ノ立場カラ考ヘマシテ、是以上ハ無扶助料ノ増率不徹底ナリトノ意見ガゴザイマシタガ、各般ノ情勢上差當リヨリ以上ノ增加ガ困難ナリト思料致シマスカラ、此不足ハ厚生省ト協力致シマシテ、諸施設ノ實現ヲ督促援助ヲ致シマシテ、之ヲ補フコトトシ、本法案ノ全般ヲ通ジ陸軍トシテハ満足ノ意ヲ表スルモノデアリマス
更ニ扶助料竝ニ增加恩給ノ増率ハ上ニ薄ク下ニ厚クシ、重傷者優遇ノ實ヲ擧ゲ得タルモノト認メマス、新設第七項ノ額ハ過少ノ感ハアリマスルケレドモ、傷病年金トノ段階ヲナグラカナラシムル見地ヨリ適當ナルモノト信ジマス

○高木政府委員 前段ノ方ノ問題デゴザイマスガ、普通恩給カラ扶助料ニ轉給シタモノト、増加恩給カラ轉給シタモノト關係ガナイト云フコトハサウ考ヘテ居リマス、ソレカラ實ニ依ツテ違ヒマスガ、普通恩給ノ部分ニ於テ、ソレハモトモ思ハレルノデアリマス、ハ變リガナインデアリマス、ヤハリ其遺族ノ場合ニ於テモ同様ニ其部分ニ於テハ變リガナイト云フコトハ、何等矛盾スル所ガナシテ、ソレハ別問題デアリマス、今論ジテ居ルノハ、戦病死者竝ニ傷痍軍人ノ遺族扶助料ノコトデアリマシテ、其遺族扶助料ガ實圓貫ッテ、サウシテ夫婦暮シテ居ツタ者ガ、其亭主ガ死シマッタ云フノデ、一遍ニソレガ百六十二圓ニ減ル、斯ウ云フコトガ實際問題ト致シマシテ甚ダ遺憾ヲ感ズルノデアリマシテ、折角アトヲ宜クシテヤラウト云フ御意思ガアルナラバ、ヤハリ重症者ト輕症者トヲ區別シテ、實際ニ即スルヤウナ——唯机ノ上デ戰死者ガ全額デ、公死者ガ八割ダカラ、傷痍軍人ノ遺族ハマア其中間ノ六割位デ宜カラウト云フコトト、根本ノ考方ニ於テハ相違ハナイト思ヒマス、ソレデゴザイマスカラ私共ノ考ヘテ居リマスノハ、綜合的意見ニ付テ、加藤政務次官カラ發言ヲ求メラレテ居リマス——加藤政務次官依テ給セラレル恩給ヲ、增加恩給ノ部分ト軍大臣ノ出席ヲ要求サレテ居リマシタノデ、陸軍大臣ハ是非出席ヲ致シタイト云フ

二、傷病年金ハ右ト同一趣旨ニ依リマシ
テ増加恩給ノ増率ニ順應シ増加セラレタル
モノデアリマス

三、傷病賜金額ハ直接ノ増加ナキモ、第
一、第二目ヲ傷病年金ニ繰上ゲタルコトニ
依リマシテ、有期恩給ニ裁定セラレタルモ
ノトノ不均衡ヲ緩和シ得タルモノト認メマ
ス

ソレカラニデアリマス、特別賜金ヲ増加
スペシトノ議ガアリマスルガ、之ヲ増加致
シマスルト、動トモスレバ諸種ノ情弊ヲ釀
成致シ易キヲ以チマシテ、遺族ノ恆久的生
活保障ヲ顧念致シマシテ、物質以外ノ諸施
設ニ萬全ヲ期セントスルモノデアリマス、
又傷痍軍人ノ待遇ニ比シ遺族ノ待遇足ラズ
トノ議ガアリマスガ、前述諸施設ノ活用ニ
依リマシテ遗漏ナキヲ期セントスルモノデ
アリマス

次ニ恩給金庫法案ニ對シマシテノ事項ヲ
申述べマス、一、遺族傷痍軍人等ノ扶助施
設強化ノ爲メ、是ガ設立ハ陸軍ト致シマシ
テ要望スル所デアリマス、二、金庫法ノ内
容ニ關シマシテハ、關知スル所デハアリマ
セヌケレドモ、軍人後援會等直接陸軍ノ監
督下ニアリマスル軍人後援團體ハ、從來扶
助後援ノ爲ニ大ナル力トナッテ居ルコトニ
ス

○前田委員長 私カラ一寸御尋申上ゲタイ
ト思ヒマス、陸軍省條例ニ依リマスル戰死
者ニ對スル賜金ノ問題デアリマスガ、アノ
賜金ハモウ少シ遺族ノ生活ノ實情ニ重點ヲ
置イテ支給サレル必要ガアリト考ヘマスル
ガ、之ニ對スル御所見ヲ伺ッテ置キマス

○加藤政府委員 先程江藤君ト政府委員ト
ノ間ニ質疑應答ガアリマシタ、其時ニ政府
委員カラ申上ゲタ通リノ事情デアリマスガ、
軍トシテハ又増加ノコトニ關シマシテ、ソ
レゾレ先規ガアルノデアリマス、今御質問
ノ生活ノ實情ニ即シテ云フコトニ付テハ、
ソレトノ調査研究ガアルト思ヒマス、今
申上ゲマシタ通リ諸種ノ事情カラ致シマシ
テ、此邊ニ満足スルシカ致方ガナイト云フ
コトニナッテ、今日此成案ヲ得タノデアリマ
ス、財政上他省トノ關係ヲ考慮セズシテ、
唯一途ニ遺族ノコトノミヲ顧念致シマスル
ト、又他ニ意見モアルノデアリマスガ、總

鑑ミマシテ、是等團體ノ事業ヲ保護スルコ
トニ付キマシテハ、最モ重要視スル所デア
リマシテ、金庫ノ設立ニ伴ヒマンテ、是ガ
善處方ニ關シテ當局ニ要望致シテ居リマス、
他ノ一般金融機關ニ對スル處置ニ付キマシ
テハ、陸軍カラ直接申上ゲルコトデハアリ
マセヌ、是ダケデアリマス

○坂東委員 過日來委員側カラ要求シタ資
料ニ付テ其提供ヲ拒マレタ點ガアリマスガ、
其中ノ一部分ハ出テ居リマス、併シ委員ガ
要求シタ資料ヲ政府ガ提出セズニ濟ムカ濟
マヌカト云フコトニ付テハ、委員諸君ト相
談シテカラ改メテ申上ゲルコトニ致シマス
ガ、政府委員ノ答辯ヲ聽イテ居リマスルト、
之ニ對スル誤解ノ點ガアルラシイ、例ヘバ
恩給受給者ガ刑ヲ受ケタト云フヤウナコト
ニ付テモ、政府當局ハ誤解ガアルト思フ、
ソコデ私ハ其實例ヲ茲ニ申上ゲテ、委員會
ニ對スル告訴ノ件」トアリマシテ、是ハ前
ニ二人ノ對質訊問ガアツタ、主任檢事ノ名前
モアリマスガ、略シテ置キマス、內容ハ今
言ヒマセヌガ、兎ニ角檢事ハ恩給問題ニ對
シテ相當ニ深イ考ヲ以テ色々訊問シタサウ
デス、尙ホ一寸申上ゲマスガ、鈴木寅治ト
云フ人ハ元警察ノ署長ナノデス、是ガ千三百
圓ノ證書ヲ入レテ置キナガラ、百圓シカ
貴ツテ居ラヌト言フタ、ソコデ檢事ハ、ソレ

令的國策トシテ茲ニ提案シテ現レテ參リマ
シタモノハ、諸種ノ事情モアルノデアリマ
スカラ、軍トシテハ是デ満足スルノデアリ
マス、満足セザルヲ得ナイノデアリマス
ニ關シ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許
シマス

○前田委員長 坂東幸太郎君ヨリ議事進行
訴ヲ爲シ、被告ハ懲役六箇月ヲ言渡サレ、
但シ刑ノ執行猶豫五箇年ノ言渡シヲ受ケタ
ノデアリマス、是ハ埼玉縣川越區裁判所ニ
於て行ハレタ判決デ、昭和十一年八月十一
日デアリマス、被告ハ陸軍歩兵上等兵、債
權者ハ何某、是ガ實例デアリマス
更ニ申上ゲマスガ、是ハ最近ノ問題デス、
恩給局ガ再交付ヲシタ結果、債權者ガ損ヲ
シタ、其債權者ガ告訴ヲシタノデス、是ハ
東京區裁判所ノ檢事局ノ召喚狀デアリマス
ガ、日ハ二月二十五日午前九時、「當局ニ出
頭相成度候」トアリマス、用件ハ「鈴木寅治
トアリマスガ、略シテ置キマス、内容ハ今
モアリマスガ、略シテ置キマス、内容ハ今
云フ人ハ元警察ノ署長ナノデス、是ガ千三百
圓ノ證書ヲ入レテ置キナガラ、百圓シカ
貴ツテ居ラヌト言フタ、ソコデ檢事ハ、ソレ

ハ君ハ怪カラヌ、千三百圓ノ證書ヲ入レテ
百圓ト云フ譯ハナイ、君ハ警察ノ署長ヲシ
タ人間デアルト言ツテ大イニ叱ラレタ、併シ
其實ハ千百餘圓ト云フ借金ガアツテ、其上ニ
又百圓程借リタノデアリマシテ、全ク淺マ
シイ事實ガ暴露サレタノデアリマス、ソレ
デ第二回ノ召喚ガ確カ明日カ明後日アル筈
デアリマス、此ヤウニ恩給局ガ證書ヲ再交
付シタ結果債権者ガ損ヲスル、其反面ニ欺
イテ金ヲ借リタト云フ意味ニ依ツテ、告訴事
件ガ頻々ト起ルモノデアルト云フコトヲ十
分御承知ナケレバナラヌ、斯ウ云フ事件ガ
澤山出テ参リマスルナラバ、或ハ恩給局ノ
方々モ参考人トシテ出ナケレバナラヌ場合
ガアルカモ知レナイ、私ソレヲ非常ニ憂ヘ
マス、此場合ハソレダケヲ申上げテ置キマ
ス

坂東サンカラ御尋ガアリマシタ、其終ニ御舉ゲニナリマシタ事例ノ中デ、某陸軍ノ大佐ノ夫人デ借用證書三千圓カラノ借用ヲシテ、僅カ六百圓餘リヲ返シタノミデ、再度證書交付ノ請求ヲシタ、ソレデ其間ニ妥協ガ成立ツテ、再度證書ノ下附ノ取下ノ要求ガアツタニモ拘ラズ、恩給局カラ再度證書ヲ交付シタ爲ニ踏倒サレタト云フヤウナ御話ガアリマシタガ、取調ベマシタ所ガ、多少事實ニ相違ガアリマスルガ、大體ソレト思ハレルヤウナモノガアルノデアリマス、其點ニ付キマシテ一應参考ノ爲ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、實ハ其取調ベマシタ件ヘ恩給擔保ノ金融業者ト致シマシテモ、最モ惡辣ナモノト考ヘラレマス東京在住ノ某金融業者デアリマシテ、此金融業者ニ付テハ、或ハ坂東サンハ御承知ガナイノデ、ドウウ云フ方面カラ其材料ヲ御取りニナリマシタカ存ジマセヌガ、是ハ東京ニ於テモ著明ナ金融業者デ、或ル時ハ四谷區ニ住所ヲ置キ、或ル時ハ京橋區ニ住所ヲ置キ、或ル時ハ北海道ニ住所ヲ置クト云フヤウニ、各地ニテハ業者トシテ知ラナイ者ハナイト云フヤウナ有名ナ金融業者デアリマス、サウ致シ

マシテ、只今問題ニナツテ居リマス件ニ付キ
マシテ、大體サウダラウト思ハレマスノハ、
陸軍ノ歩兵中佐ノ未亡人デアリマシテ、是
ハ從來ズット自分ノ扶助料ヲ擔保トシテ金
ヲ借リテ居タラシイノデアリマス、只今問
題トナリマシタ擔保業者トノ交渉ハ、第一
回ニ於テハ昭和十年ノ五月、額面二千百七
十七圓五十錢ト云フモノヲ借りテ、ソレニ對
シマス手數料、利子、保險料等五百二十三
圓五十錢ヲ差引カレマシテ、手取リトシテ
受取ツタノハ千六百五十四圓デアル、其後ニ
第二回ニ昭和十一年ノ十二月ニ追借ヲ致シ
マシテ、借用證書ノ額面ヲ三千圓ニ書替ヘ、
其時ニ手數料、利子ト致シマシテ三百十二
圓ヲ差引カレマシテ、手取りハ僅カニ百二
十五圓ヲ受取ツタニ過ナカッタ、更ニ第三回
ト致シマシテ、昭和十二年ノ四月ニ別口借
用トシマシテ、是ハ擔保ト云フ意味デナク、
證書額面百三十圓、ソレニ對シ手數料、利
子四十圓ヲ引カレマシテ九十圓ノ手取りニ
ナツテ居ル、此内容ヲ御覽下サイマスレバ、
如何ニ此金融業者ガ惡質ノ者デアルカト云
ス、サウ致シマシテ、結局ソレ等ノ手取ノ
金額ヲ合計致シマスト、ソレガ千八百六十
九圓ニナリマス、ソレニ對シマシテ貯金局

二月マデニ渡シマシタ額ハ千三百六圓五十
錢デアリマシテ、結局殘金五百六十二圓五
十錢ト云フコトニ、元本ト致シテハナル、
サウ致シマシテ餘リニ其手數料其他ノ率ガ
高イト云フノデ、本人カラ交渉致シマシタ
ガ、中々應ジナイ、其爲ニ恩給局ニ對シマ
シテ再度證書ノ交付ヲ請求致シタノデアリ
マス、其本人ノ言フ所ニ依リマスト、無
論自分ハソレヲ倒ス積リデハナイ、唯自分
モ獨リデアツテ困ツテ居ル、殊ニ子供ガアル
ガ、マダ就職シテ居ラナイ、子供ガ就職ス
ルコトニナレバ速ニ返金スルカラ、何トカ妥
協ヲシテ吳レト云フコトヲ申立テマシタガ、
ソレニ對シテ應ジナカッタ、兎モ角證書ガ還ツ
テ來ナイカラト云フコトデ、請求ガアツクノ
デス、恩給局ニ於テ取調中ニ、本人カラ昭
和十一年十二月十七日、三千圓立替ヲ受ケ
テ、現在残リガ一千六百五十六圓ニナツテ居
ル、今般相互懇談ノ上デ圓滿ニ示談シタカ
ラ、再交付ノ必要ガナイノデ、取消シテ吳
レト云フ再交付申請書ノ取下願ヲ出シテ
參ツタ、恩給局ト致シマシテハ、其取下願ガ
眞實デアルカドウカト云フコトヲ調査致シ
所ガ、本人ハ自分ハ妥協スル意思ハナイ、債

權者ノ強制ニ依ッテ提出シタモノダカラ、取消願ハ取消シテ異レト云フコトヲ申立テ、是ハ從來アル例デアリマスカラシテ、動トモ致シマスト、業者ノ方カラ致シマシテ、債務者ニ強制的ニヤラセル、又印鑑ヲ變更スルト云フヤウナコトモ平氣デ行ハレルノデアリマシテ、サウ云フヤウナ惡辣ナ事例ニ對シテハ、已ムヲ得マセヌノデ、恩給局ト致シマシテハ、證書ノ再交付ヲ許シテ居リマス、ソレカラ尙ホ序デニ御手許ニ多分差上ゲタト思フノデアリマスガ、三四ノ例ニ付キマシテ、顯著ナモノダケヲ御覽ニ入レタノデアリマスガ、其一ツノ例ト致シマシテハ、明治四十三年十月ニ證書ノ委託ヲ致シマシテ、昭和六年三月マデ何等受取シテ居ラナイト云フ例ガアルノデアリマス、是ガ先般申シマシタ三十年以上モ手許ニ戻ラナカツタ例デアリマス、此例ニ依ッテ見マスト、丁度貯金局カラ支給サレマシタ總計ノ額ハ七千十圓ニナリ、サウ致シマシテ本人ノ手取ニナリマシタ額ノ總額ヲ見マスト、一千二百三十六圓ト云フコトニナッテ居リマシテ、如何ニ弊害ガ甚シイカト云コトノ一例ニナルト考ヘラレマス、此例ノ場合ハ、大正十二年ノ更正證書ハ本人ノ手ニ渡スベキデアルニ拘ラズ、何等カノ手段

ヲ講ジタモノト見エマシテ、債權者ガ入手ヲ致シテ居ル例デアリマス、ソレカラ他ニ二ツ程例ヲ御覽ニ入レタノデスガ、一つはノ例ハ宮崎縣居住ノ者アリマシテ、恩給年額六百六十圓、之ニ對シテ昭和八年八月ニ二千七百圓ヲ借用シマシテ、其手數料、利息雜費ガ八百三十五圓、手取ガ千八百六十圓ト云フ、甚シイ一ツノ例デアリマス、此者ニ依リマシテハ、其後本人カラ裁判ヲ起シマシテ、大審院ノ判決ヲ受ケテ、證書ノ返還ヲ求メテ強制執行ヲ致シマシタケレドモ、到頭證書ガ手許ニ戻ラナカッタト云フ一ツノ例デアリマス、モウ一ツ出シテ居リマスノハ、是モ福岡ニ居リマス著名な金融業者デアリマシテ、借用額面千九百圓ニ對シテ手數料其他ガ六百六十圓、手取ハ千二百圓ト云ツタヤウナ例ナノデアリマス、是ハホンノ一二ノ例ヲ拾タニ過ギマセス、是ノデ恩給局ニ於テ再交付致シマシタ從來ノ例ノ中カラ拾タナラバ、マダノ非常ニ數ガ多イト思ヒマス、殊ニ先程申シマシタ東京市ニ於ケル渡邊某ノ關係ノモノノ如キスト、一千二百三十六圓ト云フコトニナッテ居リマシテ、如何ニ弊害ガ甚シイカト云コトノ一例ニナルト考ヘラレマス、此例ノシテモ必要デアルト云フ風ニ考ヘラレルノウ云フヤウナ弊害ヲ防グ爲ニ此金庫ガドウシテモ必要デアルト云フ風ニ考ヘラレルノデアリマス、多分此點ニ付キマシテハ、坂

東委員ハ内容ヲ能ク御承知ナイノデ、先般ノ御質問ガアツカト考ヘルノデアリマスガ、念ノ爲ニ私カラ申上げテ置キマス申サレタ例ハ少シ違フノデス、ソレハ二十日ノ速記録ヲ御覽下サレバ分リマスカラ、ドウゾ御覽ヲ願ヒマス、尙ホ只今申サス、此者ニ依リマシテハ、其後本人カラ裁判ヲ起シマシテ、大審院ノ判決ヲ受ケテ、證書ノ返還ヲ求メテ強制執行ヲ致シマシタナ例デアリマシテ、吾々ハ惡辣ナ者ヲ保護セヨト言フノデモ何デモアリマセヌ、詰リアナタガ説明サレタ如ク、四百三十件既ニ再交付ヲシタ以上ハ、内容ハドンナモノデアルカト云フコトヲ知ランガ爲ニ、其參考資料ノ提出ヲ要求シタノデス、然ルニアナタガ今申シマス、後カラ委員長ノ許可ヲ得テ速記録ニ載ス、後カラモ茲ニ参考資料ヲ提出シテ置キマス、再交付中デ最モ大キナ被害ノ實例「元海軍大佐何々ハ自己ノ恩給年額二千二十二圓ヲ以テ高知縣長岡郡十市村、北村寅雄ヨリ五ヶ年分一万餘圓ヲ借り現在殘金八千圓アルニモ拘ラズ勅令發布後證書ノ再交付ヲ受ケタ」是ハ昨年ノ十二月デアリマス、又アルニモ拘ラズ、其人ハ再交付ノ「ブローカー」ヲ申上ゲマス、私ノ想像デハ、其人ハ多少分ラレタ人ハ私ハ調べマス、サウシテ私ハ事實ヲ申上ゲマス、私ノ想像デハ、其人ハ多少分テ居リマスガ、其人ハ再交付ノ「ブローカー」ニ現在ハナツテ居ル、サウシテ之ヲ新聞ニ廣告ラシテ居ル、ソレカラ再交付申請ノ運動ニテ居リマス、多分此點ニ付キマシテハ、坂

澤山手數料ヲ取シテ居ル、ソレカラ再交付申請ノ運動ニテ居リマス、多分此點ニ付キマシテハ、坂カヲ支給何期分カヲ貰フ内約ヲシテヤツテ居ル筈デアル、尙ホ全國的ニ再交付運動ノ「ブローカー」ガ澤山出來テ居ル、東京バカリデハアリマセヌ、北海道ニモ、九州ニモアル、サウ云フコトヲ私ハ言ツテ居ルノデス、故ニ私共ハ此再交付ヲサレマシタ所ノ四百三十件ノ其内容ヲ知ラナケレバナラス、單ニ惡イ方面ダケヲ見テ、サウシテ無辜ノ債權者ヲ害シテシマフヤウナ片手落ハレマシタノハ、澤山ノ中ノ二三ノ最モ惡辣ナ例デアリマシテ、吾々ハ惡辣ナ者ヲ保護セヨト言フノデモ何デモアリマセヌ、詰リアナタガ説明サレタ如ク、四百三十件既ニ再交付ヲシタ以上ハ、内容ハドンナモノデアルカト云フコトヲ知ランガ爲ニ、其参考資料ノ提出ヲ要求シタノデス、然ルニアナタガ今申シマス、後カラモ茲ニ参考資料ヲ提出シテ置キマス、再交付中デ最モ大キナ被害ノ實例「元海軍大佐何々ハ自己ノ恩給年額二千二十二圓ヲ以テ高知縣長岡郡十市村、北村寅雄ヨリ五ヶ年分一万餘圓ヲ借り現在殘金八千圓アルニモ拘ラズ勅令發布後證書ノ再交付ヲ受ケタ」是ハ昨年ノ十二月デアリマス、又アルニモ拘ラズ、其人ハ再交付ノ「ブローカー」ヲ申上ゲマス、私ノ想像デハ、其人ハ多少分ラレタ人ハ私ハ調べマス、サウシテ私ハ事實ヲ申上ゲマス、私ノ想像デハ、其人ハ多少分テ居リマスガ、其人ハ再交付ノ「ブローカー」ニ現在ハナツテ居ル、ソレカラ再交付申請ノ運動ニテ居リマス、多分此點ニ付キマシテハ、坂カヲ支給何期分カヲ貰フ内約ヲシテヤツテ居ル筈デアル、尙ホ全國的ニ再交付運動ノ「ブローカー」ガ澤山出來テ居ル、東京バカリデハアリマセヌ、北海道ニモ、九州ニモアル、サウ云フコトヲ私ハ言ツテ居ルノデス、故ニ私共ハ此再交付ヲサレマシタ所ノ四百三十件ノ其内容ヲ知ラナケレバナラス、單ニ惡イ方面ダケヲ見テ、サウシテ無辜ノ債權者ヲ害シテシマフヤウナ片手落ハレマシタノハ、澤山ノ中ノ二三ノ最モ惡辣ナ例デアリマシテ、吾々ハ惡辣ナ者ヲ保護セヨト言フノデモ何デモアリマセヌ、詰リアナタガ説明サレタ如ク、四百三十件既ニ再交付ヲシタ以上ハ、内容ハドンナモノデアルカト云フコトヲ知ランガ爲ニ、其参考資料ノ提出ヲ要求シタノデス、然ルニアナタガ今申シマス、後カラモ茲ニ参考資料ヲ提出シテ置キマス、再交付中デ最モ大キナ被害ノ實例「元海軍大佐何々ハ自己ノ恩給年額二千二十二圓ヲ以テ高知縣長岡郡十市村、北村寅雄ヨリ五ヶ年分一万餘圓ヲ借り現在殘金八千圓アルニモ拘ラズ勅令發布後證書ノ再交付ヲ受ケタ」是ハ昨年ノ十二月デアリマス、又アルニモ拘ラズ、其人ハ再交付ノ「ブローカー」ヲ申上ゲマス、私ノ想像デハ、其人ハ多少分ラレタ人ハ私ハ調べマス、サウシテ私ハ事實ヲ申上ゲマス、私ノ想像デハ、其人ハ多少分テ居リマスガ、其人ハ再交付ノ「ブローカー」ニ現在ハナツテ居ル、ソレカラ再交付申請ノ運動ニテ居リマス、多分此點ニ付キマシテハ、坂カヲ支給何期分カヲ貰フ内約ヲシテヤツテ居ル筈デアル、尙ホ全國的ニ再交付運動ノ「ブローカー」ガ澤山出來テ居ル、東京バカリデハアリマセヌ、北海道ニモ、九州ニモアル、サウ云フコトヲ私ハ言ツテ居ルノデス、故ニ私共ハ此再交付ヲサレマシタ所ノ四百三十件ノ其内容ヲ知ラナケレバナラス、單ニ惡イ方面ダケヲ見テ、サウシテ無辜ノ債權者ヲ害シテシマフヤウナ片手落ハレマシタノハ、澤山ノ中ノ二三ノ最モ惡辣ナ例デアリマシテ、吾々ハ惡辣ナ者ヲ保護セヨト言フノデモ何デモアリマセヌ、詰リアナタガ説明サレタ如ク、四百三十件既ニ再交付ヲシタ以上ハ、内容ハドンナモノデアルカト云フコトヲ知ランガ爲ニ、其参考資料ノ提出ヲ要求シタノデス、然ルニアナタガ今申シマス、後カラモ茲ニ参考資料ヲ提出シテ置キマス、再交付中デ最モ大キナ被害ノ實例「元海軍大佐何々ハ自己ノ恩給年額二千二十二圓ヲ以テ高知縣長岡郡十市村、北村寅雄ヨリ五ヶ年分一万餘圓ヲ借り現在殘金八千圓アルニモ拘ラズ勅令發布後證書ノ再交付ヲ受ケタ」是ハ昨年ノ十二月デアリマス、又アルニモ拘ラズ、其人ハ再交付ノ「ブローカー」ヲ申上ゲマス、私ノ想像デハ、其人ハ多少分ラレタ人ハ私ハ調べマス、サウシテ私ハ事實ヲ申上ゲマス、私ノ想像デハ、其人ハ多少分テ居リマスガ、其人ハ再交付ノ「ブローカー」ニ現在ハナツテ居ル、ソレカラ再交付申請ノ運動ニテ居リマス、多分此點ニ付キマシテハ、坂

記録ニ掲載ヲ願ヒマス

○前田委員長 宜シウゴザイマス——江藤

源九郎君

○江藤委員 先刻恩給局長カラ残存能力ニ付テノ御説明ガアリマシタガ、ソレハ私モ能ク承知致シテ居リマス、御同感デアリマス、唯問題ハ恩給ヲ受ケテ居ル者ノ残存能力ト云フコトヨリモ、遺族ヲ如何ニスルカト云フコトガ問題ニナツテ居ルノデアリマシテ、戦死者或ハ戦地ニ於ケル病死者、或ハ傷痍軍人ノ遺族、或ハ普通ノ公務員ノ遺族、是等ノ扶助料ガ皆各其本人ノ状況ニ依ツテ變ツテ居ルノデアリマス、其變リ方ヲ今研究シテ居ルノデアリマシテ、戦死者ニ對シテハ全額、病死者ニ對シテハ八割、傷痍軍人ノ遺族ニ對シテハ六割、普通ノ公務員ニ對シテハ五割、斯ウ云フ風ニナツテ居リマス、其六割ト云フコトヲ御認メニナツテ居ルノヘ、ヤハリ傷痍軍人デアルカラ普通ノ公務員ノ病死シタ場合ヨリハ若干多クヤルコトガ必トヲ御認メニナツテ居ルダラウト思ヒマス、其傷痍軍人デアルト云フコトニナツテ居ラナイ理由ガ私ニハ分ラヌトヲ御認メニナツテ居ラナイ理由ガ私ニハ分ラヌノデアリマスカラ、尙ホ一言其理由ヲ伺ヒ

タイノデアリマス

○高木政府委員 此點ニ付テハ午前ニモ申

上ゲマシタ思ヒマスガ、增加恩給ノ額ニ付テ一項乃至七項ニ今回分ケマシテ、其症候ニ應ズル金額ヲ重複者ニ厚ク、下ニ厚クト云フ方針デ立テマシタノデアリマスガ、

ス、唯問題ハ恩給ヲ受ケテ居ル者ノ残存能カト云フコトニナツテ居ルノモ、其爲ニ實ハ區分ヲ致シテ居ル譯デアリマス、扶助料ノ方ハ増加恩給ヲ規準ト致シマセヌデ、普通恩給ヲ規準ト致シマシテ、普通恩給ノドレダケラ給與スルカト云フコトニナルノデアリマスカラ、

增加恩給ヲ餘計貰ツテ居ルカラシテ、ソレニ扶助料モ餘計ニナルト云フコトニハナラナガ、生活ト云フコトカラ考ヘマシテ、ソレガ大體基準ニナルベキモノデアッテ、增加恩給ヲ受ケルヤウナ受給者ニ於キマシテハ、

其醫療救護其他ノ關係カラ見テ當該本人ニ

限テ増額サレルノガ增加恩給デアリマス

○江藤委員 私ノ言フコトガマダ政府委員ニ徹底シテ居ラヌノデヤナイカト思フノデ

マスルガ、前ノ明治二十六年二月ノ陸軍軍人

フモノガ增加恩給ニナツテ居ラヌノデアリ

ゲニナリマシテ、其二款、三款、四款ト云

トシテハ兵役ヲ免除サレルト云フノハ身體ガ惡イカラ免除サレルノデアリマシテ、ソ

レガ國民兵役ニモ堪ヘラレナイ程ニナツテ

居ルノデアリマスカラ、是等ニハ增加恩給ヲ給セラレルノガ適當ダト思フノデアリマスガ、御意見如何デアリマスカ

○高木政府委員 其點ハ寧ロ陸軍側カラ御答願フ方ガ宜イト思ヒマスケレドモ、私共

ノ見ル所ニ依ルト兵役ヲ免除サレルト云フ

思ヒマスガ、サウヂヤアリマセヌカ

○高木政府委員 御説ノ通リデアリマス

○江藤委員 サウ致シマスト其傷痍軍人ノ傷痍ノ程度ガ違ヘバ、其違フコトニ依ツテオヤリニナルコトガ私ハ適切ダラウトスウ思フ

ノデアリマス、ソレヲ私ハ御尋シテ居ルノ

デアリマス

○江藤委員 ソレハ私一寸考ヘテ戴キタイ

ト思フノデアリマス、兵役ヲ免除サレルト

云フコトハ、國民兵ニモ役ニ立タヌト云フヤ

ウナ其人ノ體質ニナルコトデアリマシテ、

增加恩給デアリマシテ、扶助料ト云フ立前

カラ考ヘマスレバ、其附隨シテ行キマス所

ノ普通恩給ヲ基準トスベキダト思ヒマス

○江藤委員 是以上ハ議論ニナリマスカラ

ノ普通恩給ヲ基準トスベキダト思ヒマス

ガ出来マセヌコトダケ申上ゲテ置キマス、

○江藤委員 是以上ハ議論ニナリマスカラ

ノ普通恩給ヲ基準トスベキダト思ヒマス

ガ出来マセヌコトダケ申上ゲテ置キマス、

○江藤委員 是以上ハ議論ニナリマスカラ

ノ普通恩給ヲ基準トスベキダト思ヒマス

ガ出来マセヌコトダケ申上ゲテ置キマス、

○江藤委員 私ノ言フコトガマダ政府委員ニ

テ大體今御説明ノヤウナ御趣旨ニナツテ居

タルヤウデアリマス、今回ノ改正ニ依リマシ

テ大體今御説明ノヤウナ御趣旨ニナツテ居

タルヤウデアリマス、唯一款ヲ第七項ニオ舉

ゲニナリマシテ、其二款、三款、四款ト云

マスト四款迄ハ兵役免除ニナルト云フコト

ガ書イテアルヤウデアリマスガ、サウデア

リマスカ

○高木政府委員 只今手許ニ其書類ヲ持ツ

テ居リマセヌノデハッキリ申上ゲルコトガ出來ナイノデアリマスガ、私共先日申上ゲマシタヤウニ、兵役免除或ハ豫備役、後備役直接ノ關係ハ無イモノト考ヘテ居リマス

等ノ各役免除ト云フコトト、恩給トハ必シモ

シタヤウニ、兵役免除或ハ豫備役、後備役

腕ナイ爲ニ職業上カラ考ヘマスレバ、殆ド云フ場合ノ方ガ私共ノ考トシテハ多イノデアリマシテ、是ハ數學的ニハ行キ兼ネルト思フノデゴザイマス、ソレデ考ヘマスト、例ヘバ一眼ヲ盲シタ場合、是ハ御承知ノ通り五項デアリマスガ、兩眼ヲ盲シタ場合ニハ一項ニナリ、倍以上ニナル、此場合ハ一ツノ眼ガ失クナッタ場合ト兩方ノ眼ガ失クナッタ場合トハ勿論非常ナ差ガアルノデアリマシテ、數學的ニ一トニトノ關係ト云フコトニハ行キ兼ネルト思フノデゴザイマス、同様ニ其反對ノ事例ヲ考ヘマスト、一肢ヲ失ッタ、片方ノ足デアルトカ、或ハ片方ノ腕ヲ失クシタト云フ場合ニ、ヤハリ一トニトノ割合デ行クト云フモノデアリマセヌデ、寧ロ其場合ニハ、一肢ヲ失ッタ爲ニ、獲得能力ノ立場カラ考ヘレバ、或ル場合ニハ全喪失ニナルヤウナ場合モアルト考ヘマス、ソコデ從來モ此一項、三項ノ比率ヲ一一對スルニト云フヤウナ比率ニ取ツテ居リマセヌデ、例ヘバ丙ノ欄デ申シマスト、三項六百圓ニ對シテ一項ガ九百圓、五割ノ増加ト云フコトニナッテ居ル、今回ノ増額ニ於キマシ

チハ、特ニ重症者ニ重キヲ置クト云フ趣旨
カラ致シマシテ、一項ニ對シテハ大體三割
五分ノ増加ヲ致シテ居リマス、三項ニ對シ
テハ二割五分程度ノ増加ヲ致シテ居ル譯デ
アリマス、此點カラ見マスト、寧口今回ノ
方ガ從來ヨリモ增加率ガ多イノデアリマシ
テ、ソレハ必シモ數學的ニ倍ニスルト云フ
程度ニマデ上ゲル必要ハナイガ、尙ホ併シ
重症者ニハ成ベク餘計與ヘヨウト云フ趣旨
デ大體此程度デ適當ダラウト云フノデ、斯
ウ云フヤウナコトニ立案シタ譯デアリマス
○江藤委員 是モ議論ニナリマスルカラ差
控ヘマスガ、唯決シテ一ト二トノ比デヤッテ戴
キタイト云フコトヲ私ハ言ツテ居ルノデハ
ナイ、現行法ニ依ルト、御説ノヤウニ普通
恩給ヲ加算致シマシタ五項ト一項、即チ一
眼ト兩眼ハ一トニナッテ居ル、ソレガ不合
理ダト言ツテ責メタ譯ナンデス、眼ヲ一ト二
ニ比較シテ倍ニスルト云フヤウナコトハ不
合理ダ、モット殖ヤサネバイカヌト言ウテ、
輿論ガソレヲ喧シク言ツタ、今度ノ恩給法デ
ソレガ少シ善クナリマシテ、五項ト一項ト
ノ差ガ一トニト云フ數學的デナクナツタノ
ハ、私共感謝シテ居ル譯ナンデスガ、私ハ
恩給局長ノ仰シヤル、片手ヲ失クシタ者ハ
獲得能力ガ殆ドナクナツテシマフト、サウ云

フ人モアリマセウ、又一面片手ガナクナツ
テモ、右手デ仕事ヲヤルヤウナコトガ出来
ル、常識的ニ考ヘタラ確ニ私ノ言フコトガ
正論ダラウト思フ、假令右手利キノ者デ
モ、右手ガ失クナレバ、左手ガ上手ニナル
ノデス、併シ兩手ガ失クナツタノハ、足デ
ヤルヨリ外ニ方法ガナイノデ、是ト一緒ニ
比較シテ議論ヲ申サレテモ、恐ラク理論入
成立タヌト思フ、ソレヲ私ハ一ト二ドコロ
デヤナイ、モット多クシテ貰ヒタイト思フ、
ソレガ一ト二ニモナツテ居ヌカラライカヌ
ト言フノデ、何モ腕ガ一本ト一本ダカラ一
トニニセヨト單純ナ議論ヲ申上げテ居ルノ
デハナイト云フコトヲ申上ゲテ、此程度ニ
シテ置キマス、今ノ恩給局長ノ御答辯ハサ
ウ云フ理由デ承服ガ出来ナイト云フコトヲ
申上ゲテ置キタイト思フノデアリマス
次ハ繼目ヲ滑ラカニスルト云フコトガ御
説明ニアルノデアリマスガ、是モ一寸前ニ
申上ゲマシタガ、六項ト七項トノ間ノ繼目
ガ少シ滑ラカデナイノデアリマス、少シ上
リ過ギル、是等ヘ小サナコトデアリマスガ、
中々傷痍軍人ハ小サイコトマデモ考ヘルノ
デアリマシテ、滑ラカニシテ戴イタラドウ
カト思ヒマス、殊ニ四款ト一目トノ差ノ如
キ、現行法ヨリモ一層目症ノ方ガ割ガ悪ク

○高木政府委員　此點へ屢々申上ダタト思フ
ノデアリマスガ、新シイ第一目ト新シイ第四
款ト、其關係カラ申ジマスト、御承知ノ通
リ、傷病年金ニ付キマシテモ有期恩給ノ規
定ガアリマスノデ、從來ノ比率カラ申シマ
スト、七倍何ガシカニナッテ居ルノデアリマ
スガ、ソレデハ有期傷病年金トノ關係上却
テ權衡ヲ失スルト云フ結果ニナル、ソコデ
今回ハ丁度第一目ガ第四款ノ四年分ニ相當
スルヤウニ決メマシテ、ソレノ矛盾ヲ防ギ
マシタ、何處カニ多少ノ無理ガ起ルト云フ
コトハ、ドウモ已ムヲ得マセヌノデ、實ハ
第一款ト第七項ト、第四款ト第一目、此關
係ニ於テ若干ノ無理ガアルコトヲ私共考ヘ
テ居ルノデアリマスケレドモ、是レ以上滑
ラカニスルト云フコトハ、中々名案ガナイ
ノデアリマス、ソコデ或ル程度ノ多少ノ幸
不幸ガ起ル場合モ生ズルト考ヘルノデアリ
マスケレドモ、大體論カラ言ヒマシテ、極
メテ僅カナ經費ニアリマスカラ、サウ云フ
場合ハ或ル程度マデ我慢ヲシテ戴キマシテ、
スル外ナイデヤナイカト云フ風ニ考ヘテ居
ネバナラヌコトデヤナイカト思フノデアリ
マスガ、如何デアリマスカ

リマス

○江藤委員 此問題ハ此程度ニシテ置キマス、一目症以下ヲ擧ゲルコトハ前ニ申上げ
戦地ニ於キマスル公傷者ノ待遇デアリマス
ルガ、是方内地ニ於ケル公傷者ト同ジヤウ
ニ今日ハ待遇セラレテ居ル、現ニ本日モ其
人カラ手紙ガ私ノ處ニ參ツテ居ルノデアリ
マスガ、自分ハ其當時輜重輸卒トシテ日露
戦争ニ行ッタ、サウシテ不可抗力デ第二線ニ
於テ輸送中ニ車輛ニ足ヲ轢カレテ不具ニナッ
タ、自分ハ何モ輜重輸卒ヲ志願シタ譯デハ
ナイノデ、政府ガ輜重輸卒ヲ命ジタノデア
ル、自分ハ輜重輸卒トシテ車輛ヲ引張ルノ
デナイ、ソコデ待遇ハドウカト云フトヤハ
リ戦地ニ於ケル待遇ヲ受ケテ居ル、恩給ヲ
増スコトモ皆戦地ノ待遇ヲ受ケテ居ル、サ
ウシテ不可抗力デ自分ノ任務ニ從ツテ負傷
シタ、ソレガ内地ニ在ツテ鐵道ニ職ヲ求メ
テ鐵道ノ公務員トシテ働イテ居ツテ、不可抗
力デ足ヲ車輛ニ轢カレタ、斯ウ云フノト同
ジヤウニ待遇セラレルト云フコトハ如何ニ
モ心外デアル、現ニ青森ノ雪中行軍ノ時ニ
雪ニ凍エテ澤山ノ死傷者ガ出來タ、アレハ
勅令ガ出マシテ戰傷ト認メルト言ウテ現ニ

議錄 第八回 昭和十三年三月一日

内地デアッテモ感情ノ相違ハ別トシテ、之ハ

タモノト私共ハ考ヘテ居リマス、サウ云フ
一一〇

戦傷ト認メタ例モアル、青森ノ雪中行軍デ
サヘモ戰傷ト認メラレル、サウ云フ風ニマ
デ 陛下ノ思召ガアルニ拘ラズ、吾々ハ萬歳
聲裡ニ送ラレテ、戰地ニ於テ自分ノ兵種相
當ノ任務ニ服シテ、其任務ノ上ニ於テ不可
抗力デ怪我ヲシタ、是ガ職業的ニ働イテ居
ル鐵道ノ從業員ヤ或ハ遞信省ノ從業員ト同
ジ公傷ニ取扱ハレルト云フコトハ、如何ニ
モ不合理デアル、斯ウ云フコトヲ長年サウ
云フ立場ニアル人ガ申シテ居ル、吾々モ至
極ソレハ御尤ダト同感ニ堪ヘナイノデアリ
マスルガ、政府ノ御意見ハ如何デアリマス
カ

内地デアッテモ感情ノ相違ハ別トシテ、之ハモ能クアルノデアリマスガ、馬ニ蹴ラレテ死ンダト云フヤウナ例モ幾ラモアルノデアリマス、ソレガ偶、戦地ニ行ッテ戦地デ馬ニ蹴ラレテ死ンダト場合ニハ戦死ニナル、或ハ特別ノ階段ヲ設ケルト云フコトハ如何デアラウ、純理論カラ申シマスト、私共ハ寧ロ國家ノ犠牲ニナルト云フ立場カラ考ヘマシテ、餘リ其間ノ區別ヲ付ケナイ方ガ宜イデハナカラウカ、唯感情ノ問題デアリマシテ、戦地デ死ンダトカ或ヘ戦地デ怪我シタトカ云フヤウナ場合ハ、其時ノ同情ノ氣分ガソコニ反映シマシテ、區分シタ方ガ宜イト云フヤウナ議論ガ起ルノデアリマスルケレドモ、ソレハ一種ノ感情論ニナッテ、冷靜ナル議論ノ好イ例ガ只今御示シニナリマシタ雪中行軍ノ例デアルト思ヒマスガ、現在ニ於テハア、云フ場合之ヲ戦死トシテ扱フト云フヤウナコトハ恐ラクナイト思フノデス、唯其當時ノ情勢カラ考ヘマシテ、青森ノ雪中行軍ト云フモノニ對スル社會ノ同情心ノ方ガ

○江藤委員 純理論ニ付テハ是ガ一貫スルナラバ全然同感デアリマス、軍隊ノ立場カラ申シマスナラバ、平時ニ於テモ戰時ニ於テモ上官ノ命ニ依ッテ其任務ニ服スルト云フ點ニ於テハ何等變ル所ハナイノデアリマスカラ、平時ニ於テ怪我シタ者モ、演習ニ依ッタ者モ同様デアリマス、隨テ之ヲ一貫スルナラ宜シイノデアリマスケレドモ、現實ノ問題トシテ一貫シテ居ラヌ、一貫シテ居ラヌトスルナラバ、少クトモサウ云フヤウニ戰地デ怪我シテ居ル者ト、職業的ニソレヲヤツテ居ル者トノ區別ハ私ハドウシテモ至當デヤナイカ、一貫スルト云フ議論ナラニトスルナラバソコニ一貫シナイ理由ガアル、ソレラサセナイ理由ガアル、所謂戰時ト現實ニ於テ一貫シテ居ラヌ、一貫シテ居ラヌトスルナラバソコニ一貫シナイ理由ガアル、ソコニ一貫セザルモノガアルノデアリマスカラ、サウシタナラバ、其理由ヲ擴大シマシテ、戰地ニ於ケル負傷ト云フモ

スガ、其點ハ又アナタト私ト議論ガ岐レルケレドモ、是レ以上ハ議論ニナルカラ私ハ申シマセヌガ、將來ハヤル、過去ニ残ッタ僅カノ者ハ將校トシテ我慢シロ、斯ウ云フコトガアナタノ御議論ナノデアル、左様ニ承知致シテ宜シウゴザイマスカ

○高木政府委員 大體恩給ノ給與ノ關係力ラ申シマスト、原則ト致シマシテハ、將來適用スルト云フコトガ原則デアルノデスカラ、是ハ從來ノ恩給法ノ改正ノ場合ニ於テモ、大體サウ云フ風ニ認メラレテ居リマスガ、唯ソレダケデハ中々過去ノ者ガ満足致シマセヌノデ、或ル程度ニ過去ニ遡及セシメルト云フコトハ已ムヲ得ナイ今度ノ改正ニ於キマシテモ、同様ニ或ル程度ニ於テハ過去ニ遡及致スノデアリマスガ、其過去ニ遡及セシメル所ノ程度ノ問題ト云フコトニナルノデゴザイマシテ、理想カラ申シタナラバ、全部ノ者ニ遡及セシメルト云フコトドモ、ソコハ何處カニ限界ヲ設ケマセヌト、限りガナイト云フコトニナリマスノ云フ議論ニ結局ナルト思ヒマスケレドモ、其區切ヲ何處デ付ケルコトガ宜イカト一定ノ限界ニ於テ不遡及ト云フコトハ、ドウモ已ムヲ得ナイノデハナイカト考ヘマス

○江藤委員 モウ一二點御願シタイト思ヒ
マス、全盲者ト一項症ノ程度ノ所謂若干光
ヲ感ズル程度ト實際何ニモ光ヲ感ジナイ程
度ノ全盲ト云フヤウナ者トハ、非常ナ差ガ
アルト云フコトヲ豫ネ～全盲者カラ訴ヘ
ラレテ居ルノデアリマスルガ、此症狀ノ等
差例ヲ今度ハ御考究ニナル場合ニ、全盲者
ヲ特別項ニスルト云フ御考ハオアリニナリ
マセヌカ、伺ヅテ置キタイト思ヒマス

○高木政府委員 實ハ第一項症ノ第四號ニ
ゴザイマスル兩眼ノ視力ガ〇・一ヨリ〇・五
米以上ニ付テハ辨別シ得ザル者トアリマス
ガ、之ヲ制定致シマシタ當時ノ醫者ノ意見
デハ、之ヲ盲ト稱スルノダト斯ウ云フコト
デアリマシタ、ソレデアリマスカラ、私等
ノ考デハ是ガ全盲ト云フ風ニ考ヘテ居ッタ
ノデゴザイマスガ、其後色々ノ方面カラ全
ク明暗モ辨別シ得ザル程度ノ者トノ間ニ不
均衡ダト云フヤウナコトヲ聞キマスノデ、
此點ハ特別項ニ致シマスカドウカ、ソコハ
ハツキリ申上ゲ兼ネマスガ、或ル程度ノ症項
等差ヲ改正致シマス際ニ考慮致シタイト考
ヘテ居リマス

○江藤委員 此改正案ノ第六十五條第一項
ニ左ノ但書ヲ加フルト云フ此「五年内ニ退
職セサリシ場合ニ於テハ傷痍ヲ受ケ又ハ疾

病ニ罹リタル時ヨリ五年ヲ経過シタル日ニ
於ケル階等ヲ以テ退職當時ノ階等ト看做
ス、此五箇年ト御決メニナック根据ヲ御聽
シタイト思ヒマス

○高木政府委員　此五箇年ト云フノハ恩給
法ニ於テ他ニモ幾ラモ例ガアルノデアリマ
シテ、爾後重症ノ如キモ退職五箇年内ト云
フ規定ガゴザイマス、又有期恩給ニ付キマ
シテモ、五箇年ト云ツタヤウナ五年ヲ基準ト
致シマシタ例ガ多イノデアリマス、ソコデ
凡ソ五年モ經テバ傷痍ガ固定ヲスルト云フ
コトガ他ノ例等カラ致シマシテ、特ニ限界
ヲ置キマシタ

○江藤委員　現在ノ現行法デ中尉デ負傷シ
タ者ガ少將ヤ中將マデモナッテ、サウシテ今
度ハ辭メル時ニハ、少將ヤ中將ノ增加恩給
ヲ貰フト云フコトヘ、是ハ非常ナ不合理ダ
ト私ハ思フ、ソレヲ是正セラレタコトハ洵
ニ結構デアリマスルガ、併ナガラ中尉ヤ少
尉デ負傷シテ、ソレガ假ニ少佐ナリ中佐マ
デデ居ル、其間何等恩典ヲ與ヘヌト云フコ
トモ亦不合理デヤナイカト云フコトモ私ハ
考ヘルノデアリマシテ、ヤハリ其間ハ人知
レヌ苦勞ヲスルノデス、人知レヌ苦痛ヲ感ズ
ルノデス、ダカラ苦痛ヲ忍ンデ職務ニ堪ヘ
テ居ルノデアッテ、普通ノ職務ヲヤッテ居ル

トカ、或ハ色々ナソレノ手當ヲスルトカ、
色々ナ苦痛ヲシテ居ルノデス、ソレ等モ全
ク認メヌト云フコトニナルノデアリマスル
ガ、私ハ何等カソレ等モ認メテヤッテ宜イ方
法ガ考ヘラレルノデハナイカ、今日ノヤウ
ニ退職當時ノ階級、階等ニ依ツテ增加恩給ヲ
ヤルト云フコトハ私ハイカヌト思ヒマスル
ガ、又此改正案ノヤウニ其負傷ノ固ツタ其
當時ノ階等ニ依ルト云フコトモ私ハ合理的
デナイ、斯様ニ思フノデアリマスルガ、如
何デアリマスカ

カ、在職者ニ對シテノ給與ノ問題ニナリマスノデ、恩給法トハ直接ノ關係ガ無イト云

フコトニナルト考ヘラレマス

○江藤委員 今ノ問題ハ了解致シマシタ、「第

六十五條ノ二第一項ニ左ノ但書ヲ加フ、但シ普通恩給ヲ併給セラル場合ニ於テハ別表第三號表ノ金額ノ十分ノ七・五ニ相當スル金額ヲ以テ傷病年金ノ年額トス」此普通恩給ヲ併給セラレルト云フコトハ、是ハ長年勤メタト云フ當然ノ權利デアラウト思フ

ノデスガ、此前モ恩給ハ有難イ思召シデハアルケレドモ、一ツ權利ト認メルト云フ御話モ恩給局長カラアツタヤウデアリマシタ、ソレガ權利デアルトスルナラバ、ソレヲ兩方併給セラレルコトガ當然デアツテ、ソレヲ四項症ヨリモ多クナルカラト云フノデ權衡上下ゲルト云フコトハ權利ヲ侵害スルヤウナコトニナリハセヌカ、サウ云フ者ハヤハリ長ラク御奉公申上ゲタノデアリマスカラ、假令四項症ヨリモ多クナッテモ差支ヘナイ、斯様ニ考ヘラレマスガ、如何デスカ

○高木政府委員 只今御指摘ノ點ハ御尤デアリマシテ、實ハ先程申上ゲマシタ傷病増加恩給、傷病年金、傷病賜金ノ三ツノ關係ニ於テ成ベクナダラカニ進ムト云フ今回ノ改正ノ趣旨カラ見マシテ、其處ニ多少ノ無

理ガアルト申上ゲマシタノハ、實ハ是等

ノ點デアルノデス、是モ其一つノ例デアル

ガ、普通恩給ヲ併給セラル、場合ト云フノ

ニ付キマシテハ、色々考ヘテ見タノデス

ガ、普通恩給ヲ併給セラル、場合ト云フノ

ハ、比較的稀ナ場合デアリマシテ、極ク僅カナ例デハアリマスガ、其人ガ增加恩給ノ

七項ニ裁定セラレタ場合ノ方ガ傷病年金ノ

一款ニ裁定セラレタ場合ヨリモ額ガ少クナ

ルト云フコトハドウモ矛盾ダト考ヘルノデ

ス、少クモ其場合ニ於テハ增加恩給ノ七項

ノ額ヨリモ、超サナイ金額ヲ給セナケレバ其

間ニ矛盾ガ起ルノデアリマシテ、已ムヲ得

ズ此處ニ十分ノ七・五ト云フヤウナ計數ヲ持ッ

テ來タノデス、此處ニ私共ハ非常ナ無理ガ

アルト考ヘテ居リマス、併ナガラ大體カラ

申シマスト、傷病年金ノ場合ニハ普通恩給ヲ伴ハナイノデスカラ、傷病年金ノ一款ノ

ノ關係ト云フモノハナダラカニ行カナイ、

其結果ドウシテモ其處ニ矛盾ガ來ルノデア

リマシテ、此點ハ少數ノ普通恩給併給者ノ

爲ニハ氣ノ毒ニ感ズルノデスガ、他ニ適當

ナ名案ガナカツタノデス、其點ヲ御諒承願ヒ

タイト思ヒマス

○江藤委員 私ノ質問ハ終リマス

○前田委員長 恩給委員會ニ於ケル質問ニ對スル海軍側ノ綜合的所見ニ對シマシテ發言ヲ求メラレテ居リマス——岸田政府委員

ノデスガ、御承知ノ通り私共モ大分此案ニ付キマシテハ、色々考ヘテ見タノデス

ガ、普通恩給ヲ併給セラル、場合ト云フノ

ハ、比較的稀ナ場合デアリマシテ、極ク僅カナ例デハアリマスガ、其人ガ增加恩給ノ

シテ、海軍ト致シマシテハ是ガ成立ヲ希望致シテ居ル所デアリマス

○前田委員長 高橋義次君

ノ同僚ノ御質問トシテ、只今ノ所其

レテ御質疑ニナルサウデアリマスカラ、成

ベク重複ヲ避ケル意味ニ於テ、只今ノ所其

方面ハ保留ヲ致シマシテ、最後ニ若シ私ノ

シマシテハ、本改正法案ノ主要ナル點ハ、

シテ、海軍ト致シマシテハ是ガ成立ヲ希望致シテ居ル所デアリマス

○前田委員長 恩給委員會ニ於ケル質問ニ對スル海軍側ノ綜合的所見ニ對シマシテ發言ヲ求メラレテ居リマス——岸田政府委員

ノデスガ、御承知ノ通り私共モ大分此案ニ付キマシテハ、色々考ヘテ見タノデス

ガ、普通恩給ヲ併給セラル、場合ト云フノ

ハ、比較的稀ナ場合デアリマシテ、極ク僅カナ例デハアリマスガ、其人ガ增加恩給ノ

シテ、海軍ト致シマシテハ是ガ成立ヲ希望致シテ居ル所デアリマス

○前田委員長 高橋義次君

ノ同僚ノ御質問トシテ、只今ノ所其

レテ御質疑ニナルサウデアリマスカラ、成

ベク重複ヲ避ケル意味ニ於テ、只今ノ所其

方面ハ保留ヲ致シマシテ、最後ニ若シ私ノ

シマシテハ、本改正法案ノ主要ナル點ハ、

シテ、海軍ト致シマシテハ是ガ成立ヲ希望致シテ居ル所デアリマス

○前田委員長 高橋義次君

ノ同僚ノ御質問トシテ、只今ノ所其

レテ御質疑ニナルサウデアリマスカラ、成

ベク重複ヲ避ケル意味ニ於テ、只今ノ所其

方面ハ保留ヲ致シマシテ、最後ニ若シ私ノ

シマシテハ、本改正法案ノ主要ナル點ハ、

シテ、海軍ト致シマシテハ是ガ成立ヲ希望致シテ居ル所デアリマス

○前田委員長 高橋義次君

ノ同僚ノ御質問トシテ、只今ノ所其

レテ御質疑ニナルサウデアリマスカラ、成

ベク重複ヲ避ケル意味ニ於テ、只今ノ所其

方面ハ保留ヲ致シマシテ、最後ニ若シ私ノ

シマシテハ、本改正法案ノ主要ナル點ハ、

シテ、海軍ト致シマシテハ是ガ成立ヲ希望致シテ居ル所デアリマス

○前田委員長 高橋義次君

ノ同僚ノ御質問トシテ、只今ノ所其

レテ御質疑ニナルサウデアリマスカラ、成

ベク重複ヲ避ケル意味ニ於テ、只今ノ所其

方面ハ保留ヲ致シマシテ、最後ニ若シ私ノ

シマシテハ、本改正法案ノ主要ナル點ハ、

シテ、海軍ト致シマシテハ是ガ成立ヲ希望致シテ居ル所デアリマス

○前田委員長 高橋義次君

ノ同僚ノ御質問トシテ、只今ノ所其

レテ御質疑ニナルサウデアリマスカラ、成

ベク重複ヲ避ケル意味ニ於テ、只今ノ所其

方面ハ保留ヲ致シマシテ、最後ニ若シ私ノ

シマシテハ、本改正法案ノ主要ナル點ハ、

シテ、海軍ト致シマシテハ是ガ成立ヲ希望致シテ居ル所デアリマス

○前田委員長 高橋義次君

ノ同僚ノ御質問トシテ、只今ノ所其

レテ御質疑ニナルサウデアリマスカラ、成

ベク重複ヲ避ケル意味ニ於テ、只今ノ所其

方面ハ保留ヲ致シマシテ、最後ニ若シ私ノ

シマシテハ、本改正法案ノ主要ナル點ハ、

シテ、海軍ト致シマシテハ是ガ成立ヲ希望致シテ居ル所デアリマス

○前田委員長 高橋義次君

ノ同僚ノ御質問トシテ、只今ノ所其

○高橋委員 營利ヲ目的トセザル營利法人
ト云フノデスカ、公益的法人ト云フノデス

○高木政府委員 公益的ノ法人ト御解釋ヲ
願ヒマス

○高橋委員 立法上餘程重大ナコトガ本質ニアルト私ハ考ヘテ居リマス、政府當局ハ一般法ノ公益法人ト營利法人トヲ分ツ標準ヲ何處ニ置イテ居ルノデアリマスカ

○船田政府委員 营利ヲ目的トセザルモノト營利ヲ目的トスルモノトノ區別ニ歸スルト思ヒマス

御當局ノ標準ガハツキリシマセヌ、吾々ハ立法ヲ適切且ツ妥當ニヤルト云フコトガ任務デアル以上、其點ヲ基礎カラ明確ニシテ行カナケレバナラヌカラ御尋スルノデスガ、民法第三十四條ノ規定ハ、成程長官ノ御述ニナツタ通り、學術、技藝其他公益ヲ目的トスル法人ヲ公益法人ト記シテアルノデアリマス、然ルニ是ハ恩給金庫設立ノ要綱ノ第一ノ「設立」ノ所ニ「恩給金庫ハ特別法ヲ以テ之ヲ設立シ公益法人トス」、斯ウ謳ツデ居ルカラ、其處ニ疑ヲ持ッテ私ハ御尋ヲ致シマシタガ、恩給局長ハ公益的法人ト御述ニナツタノデ

人ト申上ゲタノハ其趣旨デゴザイマシテ、
其法人ノ基礎ヲ特別法ニ置クト云フコトニ
致シタノハ其趣旨ナノデアリマス
○高橋委員 私ハ其點ニ大キナ疑ヲ持ツ者
デアリマスガ、一般法ガ公益法人ト營利法
人トヲ嚴格ニ掲示シテ、各法人ノ使命トス
ル所ヲ法律ノ上ニ於テ明確ニシテ居ル、特
別法ハ勿論一般法ニ先ダツノデアリマスル
ケレドモ、特別法ナルガ故ニ一般法ノ本質
ト云フモノヲ左右スルコトハ出來ナイト私
ハ思フ、此點ニ對スル政府ノ御意見ハドウ
デアリマスカ

私ハ公益的ノ法人ト稱スルコトハ本質カラ
見テ出來ナイモノヂヤナカラウカ、斯様ニ
考ヘラレマスガ、私共ハ徒ニ之ヲ否定ゼン
ガ爲ニ御尋スルノデハナイ、先程申上ゲマ
シタ通リ、立法ハ最モ合法的ニ、且ツ妥當ニ
ヤラナケレバナラナイ、然ルニ特別法ヲ以
テ一般法ノ本質ヲ超越スルヤウナ法律ノ建
設ニ際シテハ、特ニ私共慎重ニ考慮シナケ
レバナラヌト考ヘルノデアリマス、其爲ニ
伺フノデスカラ、御議論ニ勝ツタ負ケタト云
フヤウナ氣持デヤルノデゴザイマセヌカ
ラ、其點胸襟ヲ開イテ御述ベヲ願ヒマス

的トシナイト云フコトハ、ドウ云フ點ヲ標準ニナサレルカト云フコトヲ伺ッテ居ルノデアリマス

○船田政府委員 民法第三十四條ニ依ル學術或ハ慈善、サウ云フヤウナ目的ノモノハ之トスルヤウナ會社、銀行等ニ付キマシテ、是ハ營利法人デアリマシテ、是ハ高橋君ノ如ク法律學ニ堪能ナル方ハ十分御存ジダラ

ウト思ヒマス

御當局ノ標準ガハツキリシマセヌ、吾々ハ立法ヲ適切且ツ妥當ニヤルト云フコトガ任務デアル以上、其點ヲ基礎カラ明確ニシテ行カナケレバナラヌカラ御尋スルノデスガ、民法第三十四條ノ規定ハ、成程長官ノ御述ニナツタ通り、學術、技藝其他公益ヲ目的トスル法人ヲ公益法人ト記シテアルノデアリマス、然ルニ是ハ恩給金庫設立ノ要綱ノ第一ノ「設立」ノ所ニ「恩給金庫ハ特別法ヲ以テ之ヲ設立シ公益法人トス」、斯ウ譯ツテ居ルカラ、其處ニ疑ツ持ツテ私ハ御尋ヲ致シマシタガ、恩給局長ハ公益的法人ト御述ニナッタノデアリマス、公益的ト云フコトノ意味ガ私ニハ分ラナイノデアリマス、公益的デ非營利的ト云フヤウナ法人ハ一般法ハ認メテ居リマス、公益法人カ營利法人カ、二者其一ヲ出ナインデアル、本體ヲ混同シテ居ル所ノ、兩者混同ノ新意義ヲ持ツテ居ル法人ト云フモノヲ認メラレタト云フコトハ、寡聞ニシテ私ニハ分ラナイ、若シ一般法ト云フモノノ基礎的ナ意義ト云フモノヲ超越シテ、之ヲ新ニ御作リニナルト云フナラバ、其根本ヲ何處ニ置イテ此設立ヲ爲サルノデアルカ

人ト申上ゲタノハ其趣旨デゴザイマシテ、
其法人ノ基礎ヲ特別法ニ置クト云フコトニ
致シタノハ其趣旨ナノデアリマス

○高橋委員 私ハ其點ニ大キナ疑ヲ持ツ者
デアリマスガ、一般法ガ公益法人ト營利法
人トヲ嚴格ニ掲示シテ、各法人ノ使命トス
ル所ヲ法律ノ上ニ於テ明確ニシテ居ル、特
別法ハ勿論一般法ニ先ダツノデアリマスル
ケレドモ、特別法ナルガ故ニ一般法ノ本質
ト云フモノヲ左右スルコトハ出來ナイト私
ハ思フ、此點ニ對スル政府ノ御意見ハドウ
デアリマスカ

○船田政府委員 左様デアリマスルカラ、
茲ニ特別法ヲ必要トスルノデゴザイマス

○高橋委員 サウ云フ御意見デハ一寸喰
違ツテ居ル感ガ致シマスカラ、私具體的ニ申
シマセウ、公益法人ト營利法人トノ區別ハ、
其他ニモ色々々ナ角度カラ見ルコトガ出來ル
ト思ヒマスガ、先づ出資金ニ對スル配當ノ
如何ト云フコトガ重大ナ論議ノ點デアルト
思フ、然ルニ此恩給金庫ト云フモノハ公益
的法人デアルト御述ベニナツテ居ル前提カ
テ考ヘレバ、即チ公益、學術、技藝、其他

私ハ公益的ノ法人ト稱スルコトハ本質カラ
見テ出來ナイモノヂヤナカラウカ、斯様ニ
ガ爲ニ御尋スルノデハナイ、先程申上ゲマ
シタ通り、立法ハ最モ合法的ニ、且ツ妥當ニ
ヤラナケレバナラナイ、然ルニ特別法ヲ以
テ一般法ノ本質ヲ超越スルヤウナ法律ノ建
設ニ際シテハ、特ニ私共慎重ニ考慮シナケ
レバナラヌト考ヘルノデアリマス、其爲ニ
伺フノデスカラ、御議論デ勝タ負ケタト云
フヤウナ氣持デヤルノデゴザイマセヌカ
ラ、其點胸襟ヲ開イテ御述ベラ願ヒマス
○船田政府委員 高橋君ノ御質問ノ要旨ガ
何處ニ在ルノカト云フコトハ、能ク分ラナ
イノデアリマスガ、御承知ノ通リ民法三十一
四條ノ法人ハ是ハ明ニ公益法人、併シ其他
ノ民事會社ニ付キマシテハ、形ノ上カラ、
又實質ノ上カラ申シマシテモ、營利ヲ目的
トシテ居ルモノデナクトモ其法人ノ行爲ガ
當然收益ノ結果ニナル事業ヲ營ンデ居ルモ
ノガアリマス、例ヘバ漁業會社ノ如ク、商
法上ノ會社ニ據ラズシテ、民事會社トシテ
設立サレルモノガアルコトハ御存ジノ通り

○高橋委員 ドウモ法制局長官ノ只今ノ御説明デハ法律上ノ兩者ノ分界ニ照シテ、此恩給金庫ト云フモノヲ法律的ニ取扱フ政府

御當局ノ標準ガハツキリシマセヌ、吾々ハ立法ヲ適切且ツ妥當ニヤルト云フコトガ任務デアル以上、其點ヲ基礎カラ明確ニシテ行カナケレバナラヌカラ御尋スルノデスガ、民法第三十四條ノ規定ハ、成程長官ノ御述ニナツタ通り、學術、技藝其他公益ヲ目的トスル法人ヲ公益法人ト記シテアルノデアリマス、然ルニ是ハ恩給金庫設立ノ要綱ノ第一ノ「設立」ノ所ニ「恩給金庫ハ特別法ヲ以て之ヲ設立シ公益法人トス」、斯ウ謳ツテ居ルカラ、其處ニ疑ヲ持ッテ私ハ御尋ヲ致シマシタガ、恩給局長ハ公益的法人ト御述ニナツタノデアリマス、公益的ト云フコトノ意味ガ私ニハ分ラナインデアリマス、公益的デ非營利的ト云フヤウナ法人ハ一般法ハ認メテ居リマス、公益法人力營利法人カ、二者其一ヲ出ナイノデアル、本體ヲ混同シテ居ル所ノ、兩者混同ノ新意義ヲ持ッテ居ル法人ト云フモノヲ認メラレタト云フコトハ、寡聞ニシテ私ニハ分ラナイ、若シ一般法ト云フモノノ基礎的ナ意義ト云フモノヲ超越シテ、之ヲ新ニ御作リニナルト云フナラバ、其根本ヲ何處ニ置イテ此設立ヲ爲サルノデアルカト云フコトヲ明ニシテ戴キタイノデアリマス

人ト申上ゲタノハ其趣旨デゴザイマシテ、
其法人ノ基礎ヲ特別法ニ置クト云フコトニ
致シタノハ其趣旨ナノデアリマス
○高橋委員 私ハ其點ニ大キナ疑ヲ持ツ者
デアリマスガ、一般法ガ公益法人ト營利法
人トヲ嚴格ニ掲示シテ、各法人ノ使命トス
ル所ヲ法律ノ上ニ於テ明確ニシテ居ル、特
別法ハ勿論一般法ニ先ダツノデアリマスル
ケレドモ、特別法ナルガ故ニ一般法ノ本質
ト云フモノヲ左右スルコトハ出來ナイト私
ハ思フ、此點ニ對スル政府ノ御意見ハドウ
デアリマスカ
○船田政府委員 左様デアリマスルカラ、
茲ニ特別法ヲ必要トスルノデゴザイマス
○高橋委員 ャウ云フ御意見デハ一寸喰
違ツテ居ル感ガ致シマスカラ、私具體的ニ申
シマセウ、公益法人ト營利法人トノ區別ハ、
其他ニモ色々々ナ角度カラ見ルコトガ出來ル
ト思ヒマスガ、先ヅ出資金ニ對スル配當ノ
如何ト云フコトガ重大ナ論議ノ點デアルト
思フ、然ルニ此恩給金庫ト云フモノハ公益
的法人デアルト御述ベニナッテ居ル前提力
ラ考ヘレバ、即チ公益、學術、技藝、其他
ア、シタモノノ範疇ニ屬スベキ、質的ナ意
味ヲ持ツテ居ラナケレバナラナイト思フ、隨
テ利益ノ配當ヲスルト云フヤウナ法人ハ、

私ハ公益的ノ法人ト稱スルコトハ本質カラ
見テ出來ナイモノデヤナカラウカ、斯様ニ
考ヘラレマスガ、私共ハ徒ニ之ヲ否定ゼン
ガ爲ニ御尋スルノデヤナカラウカ、斯様ニ
シタ通り、立法ハ最モ合法的ニ、且ツ妥當ニ
ヤラナケレバナラナイ、然ルニ特別法ヲ以
テ一般法ノ本質ヲ超越スルヤウナ法律ノ建
設ニ際シテハ、特ニ私共慎重ニ考慮シナケ
レバナラヌト考ヘルノデアリマス、其爲ニ
伺フノデスカラ、御議論デ勝ツタ負ケタト云
フヤウナ氣持デヤルノデゴザイマセヌカラ
ラ、其點胸襟ヲ開イテ御述ベラ願ヒマス
○船田政府委員 高橋君ノ御質問ノ要旨ガ
何處ニ在ルノカト云フコトハ、能ク分ラナ
イノデアリマスガ、御承知ノ通リ民法三十一
四條ノ法人ハ是ハ明ニ公益法人、併シ其他
ノ民事會社ニ付キマシテハ、形ノ上カラ、
又實質ノ上カラ申シマシテモ、營利ヲ目的
トシテ居ルモノデナクトモ其法人ノ行爲ガ
當然收益ノ結果ニナル事業ヲ營ンデ居ルモ
ノガアリマス、例へバ漁業會社ノ如ク、商
法上ノ會社ニ據ラシテ、民事會社トシテ
設立サレルモノガアルコトハ御存ジノ通り
デアリマス、此恩給金庫ハ是ハ民法三十四
條ノ所謂公益法人デハゴザイマセヌケレド
モ、公益ヲ目的トシテ居ル法人タルコトニ

於テハ間違ナイノデアリマス、併ナガラ其ヤッテ居ル結果ガ收益的ノ結果ヲ齎スト云フコトヲ何等否定スルモノデハナカラウト思ヒマス、其點ハ法律ニ於テ決シテ排除シテ居ルモノデハナイト私ハ考ヘマス

○高橋委員 サウナツテ來ルト、的ト云フ用語ヲ御使ヒニナリマシタガ、私モソレニ便宜從ヒマスガ、公益的ト營利的ト云フ區別ヲ何處ニ置イテノ政府當局ノ御考アルカト云フコトヲ、重ネテ伺ッテ置キタイ、只今法制局長官ノ御述ベニナラレタ漁業會社ト云フノハ、恐ラクヘ財團法人ノ漁業會社デハナクテ、漁業組合ヲ御指シニナツテ居ルノデハナイカト思フ、サウスレバサウ云フモノハ特別法ニ據ツタモノデハナクテ、民法當然ノ規定ニ基イテノ組合デアルト考ヘテ居リマス

○船田政府委員 今御指摘ノ通リ民事會社ニハサウ云フ實例ガ澤山ゴザイマス

○高橋委員 漁業組合ハ公益的法人トシテハ取扱テハ居ラヌト私ハ考ヘマス、政府ハドウ云フ御取扱ヲ爲スツキラッシャルノデスカ

○船田政府委員 民事會社及ビ商事會社ノ問題ニナリマスト、是ハ主トシテ司法省ノ民事局ノ解釋ヲ最モ權威アル解釋トシテ認

○高橋委員 サウナツテ來ルト此上ノ御檢討ニ依ッテノ御答デモ宜シウゴザイマス、兎ニ角其點ニ付テハツキリシタ立法上ノ根據サヘ把握スルコトガ出來レバ、私ハソレニ依ッテ満足スルノデアリマス、サウ云フ御取扱ヲ御執リヲ願ヒタイノデアリマス

○船田政府委員 所謂社會立法ト云フモノソレヲ伺ッテ置キタイノデス

○高橋委員 社會立法ノ意義ヲ基礎トシテノ立法デアリマスコトハ拜承致シマシタ、ソレヲ本質論ニ至リマシテハ、特別法ニ掲ゲル所謂現ニ收支明細表ニ明示セラレテ居リマス通り、剩餘金處分、配當率年五分五厘ト云フヤウナ低金利ノ現在ニ於テ、相當多額ノ利率ノ配當ヲナサルト云フコトハ勿論一般ノ法律觀念、法律常識カラ解釋サルベキ問題デアリマシテ、恩給金庫ハ民法三十四條ニ依ル 公益法人ノ如クニ、學術慈善ト云フヤウナコトヲ目的トシテ居ルモノデハゴザイマセヌカラ、當然ノ公益法

メザルヲ得ナイノデアリマスカラ、其學理的ノ御説明ニナリマスレバ、司法省ノ民事局長ノ出席ヲ求メテ御説明スル方が便宜力ト考ヘマス

○高橋委員 民事局長ノ御説明デモ宜シウゴザイマスシ、ソレカラ長官竝ニ恩給局長ノ其點ニ關スル此上ノ御檢討ニ依ッテノ御答デモ宜シウゴザイマス、兎ニ角其點ニ付テハツキリシタ立法上ノ根據サヘ把握スルコトガ出來レバ、私ハソレニ依ッテ満足スルノデアリマス、サウ云フ御取扱ヲ御執リヲ作ルト云フヤウナコトニ依リマシテ、商事會社ガ利益ヲ收メテ、ソレヲ株主ニ配當合ニ於テハソレハ出來ルダケ受恩給者ニ對スル貸付ノ利息ヲ引下ゲル、或ハ福利施設ケル、サウシテ而モ其收益ガ學リマシタ場所考ヘマス

云ツテ商事會社ノ如ク營利ヲ追求スルト云フコトヲ終局ノ目的トシテ居ルノデハアリマセヌデ、受恩給者ニ對スル金融ノ途ヲ付ケル、サウシテ而モ其收益ガ學リマシタ場所考ヘマス

○高橋委員 民事局長ノ御説明ヲ以テモ、マダシックリ其儘——告白スレバ私ノ心頭ニ參リマセヌカラ、先程申上ゲタヤウニ此上御檢討ヲ願フナリ、御檢討ノ結果只今御述ベニナツタ通リダト云フナラバ已ムヲ得マセヌ、又民事局長ノ御説明ヲ願フナリ、何レカニ依ツテモウ少シ明確ニ致シタイト思ヒマス、私事局長ノ御説明ヲ願フナリ、何レカニ依ツテソレカラ江藤委員カラモ仰セニナラレタスル、或ハ重役賞與ヲドレ程増加スルト云フヤウナ趣旨トハ違フノデアリマス、隨テ其法的根據ノ特別法ニ求メタノデアリマシテ、其特別法ノ結果ト致シマシテ此恩給金庫ノ性質モ所謂公益的法人ト云フコトニナラウカト存ジマス

○高橋委員 社會立法ノ意義ヲ基礎トシテノ立法デアリマスコトハ拜承致シマシタ、節セラレルコトハ承ッテ居リマスカラソコ迄ハ論及致シマセヌガ、兎ニ角貸付金利息年六分ト云フコトダケデモ私ハ相當高率ナモノダト思フ、ドウモ支出ガ高率ニシテ、サウシテ貸出ノ率ガ相當高イト云フ點ニ於テ、私共ハ此法人ノ設立ニ對シテ、特ニ特キナ期待ヲ持ツコトガ出來ナイヤウナ感じ致シマス、此點ニ對スル政府ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス

○高木政府委員 是ハ先般來屢、御説明申上ゲタヤウニ、要スルニ恩給金庫自身ハ金庫

第六類第七號 恩給金庫法案外一件委員會議錄 第八回 昭和十三年三月一日

ノ自給自足デ行クト云フ立前デ、成ベク政府ノ方面ノ援助ハ大シテ期待シナイ——サウト云フ考カラ致シマシテ、相當ノ安全率ヲ見込ンデ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ實際ノ貸付ニ當リマシテハ、只今出テ居リマスル豫定ヨリ以下ニ行クグラウト考ヘテ居リマスガ、是モ先般來申シマシタヤウニ、最初カラ非常ニ安イ金ヲ貸シテ行ケルノダト申シマシテ、實際ノ貸出ニナリマシテカラ、サウ云フ安イ金ハ貸セナイト云フヤウナ不始末ガアリマセヌヤウニ、當初カラ多少ノ餘裕ヲ見越シテ居ルノデアリマスカラ、六分ト云フ利子モ、或ハ三分ト云フ補償料モ單純ナ豫定率デアルト云フ風ニ御含ミヲ願ヒタイト思ヒマス、尙ホ先程ノ金庫ノ本質論ニ付キマシテハ、私共ハ金庫自體ハ何等營利ノ目的ヲ持ツテ居ナイ法人デアルガ、偶、剩餘金ガアレバ剩餘金ヲ出資者ニ配當スルト云フ立前デアリマス、又當初カラ五分五厘ヲ豫想シテ居ルト云フ御話モアリマスガ、ソレモ單純ナ豫想デアリマシテ、理論カラ致シマシテハ剩餘金ノ配當ヲ目的トスルヤウナ性質ヲ持ツテ居ル法人デハナイノデアリマス、屢々前カラ

申上ゲタヤウニ金庫自體ト致シマシテヘ、
其財的基礎ガ確定スル程度ニ資本金ヲ持テ
バ宜イ、運用資金ヘ他ノ借入金等ニ依ッテ之
ヲ求メル、而シテ金庫自體ハ營利ノ目的ヲ
持ツテ居ナイト云フ、サウ云フ特殊ノ法人デ
アルト云フ風ニ御説承ヲ願ヒマス

○高橋委員 大體前カラノ御説明通りデゴ
ザイマス、ソレダケニ又私ノハッキリ致シ
マセニ點ヘ、ソレナラバ先づ第一點ヘ、貸
付金利率ヲ六分ニシヨウト云フ豫定ダト云
フコトノ御説明デゴザイマスガ、實際ヘド
レ位ニ貸出セルト云フ確信ヲ御持ニナッテ
居ラレマスカ、又ドレ位マデ之ヲ低減シテ
貸出シ得ルト云フ今ノ御目論見デアルカラ
御伺シタイ

ソレカラ第二點ハ剩餘金ガナケレバ處分
シナイト云フコトハ御示ニナッテ居ル形式
カラモ明瞭ニ窺ハレマスケレドモ、少クト
モ是ハ收支ノ一覽表デ剩餘金ヲ見込ンデ而
モ年五分五厘ノ配當ヲスルト云フ御目論見
ヲ茲ニハヘッキリ現ハシテオ居デニナルカラ
ラ、私ハ此點ニ論及シタノデゴザイマスガ、
サウスレバ是ハ極メテ單純ナ——行ハレナ
イカモ知レヌガ、マア——大體此程度デ残
シテ置クト云タク位ノ程度ノ御表明ナノカラ
ドウカ、其點ヲモウ少しハッキリ伺ッテ置キ

○高木政府委員 貸出利率等ニ付キマシテ
ハ、結局借入金ノ資金「コスト」ノ關係ニナリ
マスノデ、只今ドレダケデヤレルカト云フ
コトハ、明確ニ御答スルコトハ出來ナイト
思ヒマス、併ナガラ是ハ現在一般ニ行ハレ
テ居リマス市井ノ金融カラ見マスレバ、安
イコトハ明瞭デアリマシテ、唯後援會其他
ノ特殊ノ團體ガヤッテ居リマスモノニ比シ
マシテ、比較的安クナイヂヤナイカト云フ
ヤウナ御議論モ伺ヒマスガ、其點ハ十分注
意致シマシテ、出來得ル限リ安クスル、固
ヨリ金庫自身ハ何等ソレニ依ツテ營利ノ目
的ガ無イノデスカラ、ソレヲ安クスルト云
ト「ガ安クナリサヘスレバ、利子ハドンノ
安ク出來マス、是ハ或ハ五分八厘ニナルカ、
或ハ五分五厘ニナルカ、ソレハ結局資金「コ
スト」ノ關係デ定マルモノト考ヘマス
ソレカラ剩餘金ノ問題ニ付キマシテハ、
是ハ計畫ト致シテハ載セテ居リマスガ、表
的トシテ居ル法人デハアリマセヌノデ、只
今差上ゲテアリマスル要綱ハ、所謂要綱デ
アリマスカラ、參考資料トシテ御覽置キヲ
願ヒタイト思ヒマス

○高橋委員 其點モ政府ハ大阪府竝ニ岩手縣ガ四五年前カラ受給者ニ對スル貸出ヲヤツテ居ル實情ヲ御承知ニナツテ居ラレバ、其條件、内容ヲ承リタイト思ヒマス

○高木政府委員 岩手縣ガヤツテ居ルト云フコトハ實ハ私共聽オテ居リマセヌ、恐ラク縣廳ノ職員中ノ有志ガ行ツテ居ルノデアラウト考ヘマス

○高橋委員 私共ノ承ツテ居ル所ニ依リマスレバ、大阪府デハ數年前カラ三十万圓ヲ基金トシテ、受給者ニ對スル、本當ノ公益本位ノ貸出ヲシテ居ル、ソレカラ岩手縣ガ昭和十年頃ノ所謂東北ノ凶作當時カラ十二万四千圓ヲ基金トシテ始メテ居ル、サウシテ大阪府モ岩手縣モ何レモ年四分ノ利率デ以テ、無手數料デ貸出シテ居ルト云フコトヲ承ツテ居リマスガ、サウ云フコトヲ政府ハ御承知アリマセヌカ

○高木政府委員 マダサウ云フコトヲ聽イテ居リマセヌガ、公共團體自身ガサウ云フ事業ヲ行フト云フコトハ一寸法規上ヲカシクハナイカト思ヒマス、或ハ共濟組合等ノ縣吏員ノ團體ガ、何カサウ云フ風ナ企テヲヤツテ居ルノデハナイカト考ヘマス

○塚本委員 其事ニ付テ私モ一寸申上ゲタ

イト思ヒマス、是ハ責任ヲ持ッテ確ニハ申
上ガラレマセヌガ、今御話ノ事ハ私共大阪
ノ府會ニ出テ居リマシタ時ニ、恩給受給者
ニ對シテ、恩給基金ノ積立ト云フモノガアッ
タ、是ハ各府縣ニモアルダラウト思ヒマス
ガ、大阪府デハソレガアリマシタ時ニ、ド
ウモ年々恩給ノ支給額ト云フモノガ殖エテ
行クニ拘ラズ、其基金ト云フモノガソレニ
比例シテ積立テラレテ行カナケレバ、結局
恩給基金ノ積立ト云フモノハ無意義ダト云
フコトヲ私共府會ニ出テ居ル間ニ感付キマ
シテ、寧ロサウ云フ無意義ナ積立ヲシテ置
クヨリモ、其積立金ラ有意義ニ使ッタラド
ウカト云フ意見ガ段々起リマンテ、其基金
ヲ以テ中小商工業者ト云フヤウナ者ニ對シ
テ、損失補償ノ貸出制度ヲ設ケタコトガア
リマス、其事ガ何カ誤解セラレテ居ルノデ
ハナイカト私ハ思フノデアリマス

是等ハ私ハ恩給金庫設立ノ相當有力ナ参考資料ニナルノデハナイカ、斯様ニ考ヘラレマスルガ故ニ、御尋ヲ申上ゲタノデアリマス、更ニ私共ノ所ニ方々カラ色々ナ印刷物ガ郵送サレテ參リマスガ、其中「昭和十三年一月恩給見返リ貸付狀況調査、昭和十二年十二月末現在産業組合中央會」ト云フ印刷物ガ參ッテ居リマス、此印刷物ノ三ノ金利別貸付件數及金額、此一覽表ヲ見マスト、茲ニ相當ノ低率ナ貸出シガ民間ニモ行ハレテ居ルト云フコトガ證明サレテ居ルヤウニ考ヘラレマス、委員長ノ御許ヲ得マシテ此表ダケヲ一ツ速記錄ニ止メルヤウニ願ヒタイ

○前田委員長 宜シシウゴザイマス

○高橋委員 若シ産業組合中央會ノ報告ニシテ誤リナシトスレバ、相當低率ノ貸出シモ民間ニ行ハレテアツカトヲ雄辯ニ物語ッテ居ルト考ヘルノデアリマス、此點ニ對シテ、假令一應ノ御目論見ニ致シマシテモ、年六分補償料三分ト云フ立前ノ恩給金庫ノ設立ノ御計畫ニ對照シテ、如何ナル御所感シテ拜見致シテ居リマス、併ナガラ是デモヲ御持チニナルカト云フコトヲ承ッテ置キタイ

○高木政府委員 産業組合ノ貸付狀況ニ付

御覽ヲ願フト分リマスヤウニ、可ナリ高率ナルモノモアルノデアリマシテ、一割ヲ超ユルモノガ件數ニ致シマシテ百五十件、九分六厘以上ノモノ六百六十一件ト云フヤウナ數ニナツテ居リマス、大部分ガ七分一厘以上デアリマシテ、六分六厘以下ト申シマスルモノハ僅ニ百五六十件ニシカナツテ居リマセヌ、尙ホ産業組合ノ貸付ニ付キマシテハ是ハ産業組合恩給擔保貸付手引ト申シマシタカ、ト云フヤウナ本ガ出テ居リマシテ、ソレニ恩給ヲ擔保トスル貸付ノ手解キヲ致シテ居リマス、其本ヲ見マスト、ヤハリ大體市中ニ於テ行ハレテ居リマス、擔保金融同様ニ、生命保險ヲ付ケサシテ居ル、此利子以外ニ生命保險料ト云フモノヲ拂ハナケレバナラヌ、ソレカラ考ヘマスルト、必シモノ産業組合ノ貸付ガサウ非常ニ安イモノデハノデハナイカ、私共モ成ベク此貸付ガ現在ノガ設立サレマシタ目的カラ考ヘマシテ宜シクナイト考ヘマスノデ、其點ニ付キマシテハ實際ニ行フ場合ニ於テ出來ル限り十分慎重ナル考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス〇高橋委員 今マデノヤウナ御説明ハ前ニモ承ツテ居リマスガ、私ハ保險料ト云フモノハ、是ハ債務者カラ申セバ之ヲ擔保ニ供シ

タト假定シテ併合擔保デスガ、其保險料ノ率ヲ之ニ加算シテ計算スルト云フコトガ當ツテ居ルカドウカハ疑問ト思フ、更ニ只今安イモノモアルト云フコトヲ、政府ハ御考慮ノ中ニ置カナケレバナラスト思ヒマス、民間ニモ安クテ、サウシテ之ヲ營メルモノガアルト云フ現實ノ事例ヲハツキリ握ラレテ居ル必要ガアルト考ヘマス、其點ノ例證トシテ申上ゲタノデアリマス、斯ウ云フヤ庫ト云フモノハ果シテ特別ニ、私ハ恩給金ウナ法律ノ本質カラバカリデハナイ、實際ノ問題トシテ必要ナモノデアルカドウカト云フコトニ或ル程度ノ疑ヲ持ツテ居リマスカラ、更ニ重ネテ御尋ラ申上グルノデスガ、是ハ此綱要ヲ見テ見マスルト、資本金、或ハ借入金ハ相當ノ數額ニ上ル譯デアリマスガ、是等ノ金ヲ恩給金庫ニ振向ケルコトニ依ツテ、或ル程度ノ公債消化力ノ減退ヲ來スヤウナコトハアリマセヌカ

集メテ行キタイト云フ考デ、斯様ナ特別法

ニ依リ金庫ヲ設置致シマシタノデ、隨テ資

金ヲ集メルニ付キマシテモ、御承知ノ通り

ニ資本金ガ三千万圓デアリマスケレドモ、

先ヅ差當リ拂込ム金額ハ六百万圓、サウシ

テ其中ノ百万圓ダケラ政府ガ出資スル、ア

トノ五百万圓ハ宮内省或ハ官業共濟組合

若シソレデモドウシテモ足ラナイト云フ場

合ニハ民間デ公募ヲ致シマスガ、殆ド民間

ノ公募ヲ要セズシテ資金ノ集ル見込ガ大體

立ツテ居リマス、サウシテ而モ拂込金額ノ十

五倍マデ恩給債券ヲ發行スル、其外ニ勿論

借入金モアリマスカラ、サウ云フヤウナ債

券ノ發行及ビ借入金ノ調達ニ依リマシテ、

出来ルダケ低利ノ金ヲ集メマシテ、サウシ

テ出来ルダケ受恩給者ニ便宜ニ而モ低利ニ

貸出シタイ、斯ウ云フ趣旨デ出來ル譯デア

リマス、隨テ自給自足的ノ經營デ行キタイト

云フ所ニ主眼ヲ置イテ居リマスノデ、是ガ

出來ルガ爲ニ政府ノ財政ニ非常ナ多額ノ迷

惑ヲ來スヤウナコトノナイヤウニ考ヘテ居

リマスシ、又其資金ヲ集メルト致シマシテ

モ、初年度ニ於テノ計畫ハ其表ニ依ツテ御覽

ノ通リニ、非常ナ多額デハアリマセヌカラ、隨テ其爲ニ金融梗塞ヲ來スヤウナ大キナ影

響ヲ金融界ニ與ヘルモノトハ考ヘラレナイ

ノデアリマス

○高橋委員 私ハ大キナ影響ヤ波紋ヲ與ヘ

ルト云フ意味合デハナク、或ル程度ノ公債

消化ノ減退ヲ見ルニ至ルデハナイカト云フ

懸念ガアルダケゴザイマス、ダカラソレ

ハ重ネテ御伺致シマセヌ、更ニ私ガ承ッテ置キ

タイ點ハ、此表ヲ見マスト、事業費ガ初年

度ニ於テ百十二万圓ヲ要スルヤウデゴザイ

マス、サウシテ法人ノ主タル事務所ノ設置

場所ガ全國ニ六箇所アル、是ヘドナタカノ

御質疑モアツタヤウニ考ヘマスカラ、私其點

ニ執著シテ諄々シイコトハ申上ゲマセヌ、

併ナガラ受給者ノ望ンデ居ル貸出ニ浴シタ

イト云フ欲求ト云フモノハ、勿論全國的ニ

アルト思フ、是ダケノ僅少ノ箇所ニ是ダケ

ノ多額ノ事業費ヲ注入スルト云フコトハ、

是ハ經濟財政ノ方面カラ見テモ相當考慮シ

ナケレバナラヌ問題デハナイカト思フ、私

ヘ長クナルカラ搔摘ンデ申シマスガ、此金

融ニハ民間ニモ高イモノモアルガ、安イモ

ノモアル、大阪或ハ岩手縣ノ如クニ、義ニ

リマスシ、又其資金ヲ集メルト致シマシテ

モ、初年度ニ於テノ計畫ハ其表ニ依ツテ御覽

ノ通リニ、非常ナ多額デハアリマセヌカラ、隨テ其爲ニ金融梗塞ヲ來スヤウナ大キナ影

響ヲ金融界ニ與ヘルモノトハ考ヘラレナイ

金ガ餘計ニ掛ル、而シテ全國的ニ中々手ガ

及バナイト云フヤウナ恩給金庫法ヲ、何ガ

故ニ卒然トシテ設立シナケレバナラナイノ

カト云フコトニ、マダ釋然タラザルモノガ

アルノデアリマスガ、其點ヲ伺ヒタイト思

ヒマス

○高木政府委員 此點ハ屢々申上ゲタ所デ

ゴザイマスガ、金庫ノ事務所ヘ、主タル事務

所ヲ東京ニ置イテ支所ヲ大阪外五箇所ニ置

クト云フコトハ、大體豫定サレテ居リマス

ガ、實ハ是ダケデハナイノデス、是以外ニ

モ全國主要都市ニ支所程度ニ至ラザル取扱

所ヲ成ベク多數ニ設ケルヤウニ致シタイト

云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、此點

ハ先般申シマシタヤウニ此金庫ノ事業ノ性

質カラ申シテ成ベク事業ノ手ヲ廣ク持ッテ

居ル方ガ本來ノ目的ヲ達成スル上ニ於テ非

常ニ宜イシ、又ソレヲ極端ニ殖スコトニ依

ト思ヒマスカラ、是以上御伺致シマセヌ、

カト云フコトヲ御尋シテ居ルノデスガ、結

局ソレハ只今ノ御説明ノ通りニシカ出ナ

キ法人ノ特設ヲ必要トスル理由ガ何故アル

ヘラレルデハナイカト云フ所ニ、斯ノ如

リマシテ、事業費ヲ餘リニ多ク要スルト云

ヲ節約スルト同時ニ機關ノ擴充ヲ漸次圖ツ

テ行クト云フヤウニ考ヘテ居リマス、只今

御話ノヤウニ或ル一部分ニ於キマシテ非常

ノモアル、茲ニ重立タ役員、ダケ

銓衡ニナル御積リカ、更ニ重立タ役員、ダケ

考ヘテ居ルノデアリマス、ソコデ私ハ更ニ

御尋申上ゲタイノハ、茲ニ掲ゲテ居ラレル

役員ノ銓衡ノ標準ヲドウ云フ所ニ遺イテ御

デ宜シウゴザイマスガ、或ハ前ニ御尋ニナッ

於ケル一現象デアツテ、一般的ニ考ヘマシ

タ時ニ、現在ノ年金恩給擔保ノ狀況ガ如何

デアルカト云フコトハ、先日來縷々御説明申

上げマシタヤウニ、大部分ガ所謂高利貸ノ

餌食ニナッテ居ルト云フ現狀カラ考ヘマ

シテ、此金庫ノ設立ニ依ツテ救ハレル者ガ相

當多イト云フコトヲ確信致シテ居リマス

○高橋委員 政府モ勿論確信ヲ持ッテ御提

案ニナックタ考ヘマスケレドモ、唯比較的僅

少ノ箇所ニ營業所ヲ設置サレルノニ、是ダ

ケノ多額ノ經費ヲ要スルト云フ現狀デハ、

尙ホ他ニ開イテ普遍的ニ營ミ得ル方法モ考

ヘラレルデハナイカト云フ所ニ、斯ノ如

キ法人ノ特設ヲ必要トスル理由ガ何故アル

カト云フコトヲ御尋シテ居ルノデスガ、結

局ソレハ只今ノ御説明ノ通りニシカ出ナ

タ方ガアルトスレバ重複シテ甚ダ恐縮ニ存
ジマスガ、理事長トカ理事トカ監事ト云フヤ
ウナ人ノ俸給ナドヘ、大體ドンナ御豫定デ
居ラレルカト云フコトヲ伺ヒタイ

○高木政府委員 實ハマダ豫定ダケデアリ
マシテ、確實ナコトヲ申上ゲルコトガ出来
ナイノデゴザイマスガ、勿論此金庫ニ依リ
マシテ役人ノ姥捨山ヲ作ルト云フヤウナ考
ハ毛頭ナイノデアリマス、又其金庫自體ノ
事業ヲ御覽下サイマシテモ、ソレ程大シタ
事業デアリマセヌノデ、寧ロ斯ウ云フヤウ
ナ仕事ニ付キマシテハ、能ク其邊ノ事情ニ
諒解ノアル——金庫ニ對シテ諒解ガアル方
面ノ獻身的ノ努力ガ私共ハ必要デヤナカラ
ウカト考ヘテ居リマス、勿論金庫ヲ行ツテ貰
ヒマスニ付キマシテハ、ソレドク専門ノ方
面ノ知識ヲ必要ト致シマスノデ、或ル部分
ノ官界出身者ガ入ルト云フコトモ無論アル
コトト考ヘマスケレドモ、同時ニ私共ノ一
番恐レテ居リマスコトハ、金庫ガ出來マシ
テ、而モソレガ獨占的ノ事業トシテ年金ノ
恩給受給者ニ對スル福利増進ノ施設ヲスル
ト云フコトヲヤリマシタ以上、此事業ガ成
功スルカシナイカト云フコトハ非常ニ大キ
ナ影響ノアル、又政府トシテモ責任ノ重大
ナ仕事デアルト云フ風ニ考ヘテ居リマス、

隨テ此金庫ガ出來マシタ爲ニ、從來ヨリモ
著シク不便ヲ感ズルトカ、或ハ著シク不利
益ニナルト云フコトガアリマセヌヤウニ、
出來得ル限リ所謂官僚的施設ト云フコトヲ
避ケタイ、有ユル方面ノ知識經驗ヲ持ッタ人
ヲ御願シマシテ、ソレニ依ッテ此金庫ノ完全
ナ運營ト云フコトニ眼目ヲ置キマシテ、人
ヲ選定致シタイト考ヘテ居リマス、マダ只
今ノ所ソレニ對スル具體的ノ案等ヲ立テル
迄ニ至ッテ居リマセヌ

○前田委員長 ソレデハ明日ニ御願ヒシマス、本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス
午後五時三十一分散會
〔坂東委員演説參照〕
再交付中最モ被害ノ多例
元海軍大佐丹野武雄ハ自己ノ恩給年額貳千貳拾貳圓ヲ以テ高知縣長岡郡十市村北村寅雄ヨリ五箇年分壹萬餘圓ヲ借り現在殘金八千圓有ルニモ拘ラズ勅令發布後證書ノ再交付ヲ受ケタ(昨年十二月)
元文官内田四郎ハ恩給年額貳千百八拾四圓ノ恩給證書ヲ以テ宇都宮市塚本肥料店ヨリ四箇年分八千餘圓ヲ借り受ケ残金七千圓アルニモ拘ラズ本年一月再交付ヲ受ケ之亦不當極マム借金踏倒ヲシテキル
恩給證書再交付ヲ受ケタルモノ
福岡縣久留米市六ツ門通
債權者 久留米市恩給立替
互助會
一、1 恩給種類 海軍
2 證書番號 ト第三二一〇二號
3 年 額 金參百貳拾圓也
4 氏 名 山下茂
5 現在殘債金 千七百五拾圓也
6 再交付年月日 昭和十二年十二月

二、	1 恩 給 種 類	海軍
2 證 書 番 號	チ第五六八號	
3 年	額	金五百四拾圓也
4 氏	名	富松忍松
5 現 在 残 債 金	貳千九百五拾圓也	
6 再 交 付 年 月 日	昭和十二年十二月	
	二十六日頃	
三、	1 恩 給 種 類	陸軍
2 證 書 番 號	ホ第一三六四八號	
3 年	額	金七百五拾圓也
4 氏	名	住江長吉
5 現 在 残 債 金	四千百五拾圓也	
6 再 交 付 年 月 日	昭和十二年二月十	
	日頃	
名 古 屋 市 東 區 相 生 町 四 丁 目 十 八 番 地		
債 權 者 神 村 順 市		
一、	1 恩 給 種 類	陸軍
2 證 書 番 號	ホ第八一七〇號	
3 年	額	金四百八拾圓也
4 氏	名	加 納 吉 太 郎
5 現 在 残 債 金	貳千七百五拾圓也	
6 再 交 付 年 月 日	昭和十三年二月十	

神戸市須磨區若宮町三丁目四一
番地

債權者 大石佐太郎

2 證書番號 = 第一〇一四〇一
號

2 證書番號 八第一七五一〇號

5 現在残債金 参千百九拾五圓七
錢

1、1 恩給種類 陸軍
2 證書番號 木第一一七七五號

3 年 額 金百七拾七圓
4 氏 名 長田長藏

3 年 額 金參百四圓

6 昭和十一年中 再交付
僧侶トナリ改名シタル理由トス
旭川市新谷、四方、田村高橋辯
護士等新證書ニテ玉置ヨリ借入

3 年 額 金四百八拾圓也
4 氏 名 金島忠右衛門

5 現在残債金 壱千四百參拾四圓
貳拾九錢

6 再交付年月日 昭和九年中
再交付年月日 昭和十二年後半期
ナラン

5 現在残債金 貳千參百六拾六圓
貳拾六錢

6 再交付年月日 昭和十二年十一月
1 日頃

6 再交付年月日 昭和九年中
再交付運動者 和田安喜

6 再交付年月日 昭和十一年中旭川市二條通二丁
小樽市花園町西二ノ十三

5 現在残債金 參千百九拾五圓七
錢

6 再交付年月日 昭和十二年十二月
1 日頃

6 再交付年月日 昭和十二年後半期
再交付運動者 和田安喜

6 再交付年月日 昭和十一年中旭川市二條通二丁
小樽市稻穂町東一丁目二番地

5 現在残債金 參千百九拾五圓七
錢

1、1 恩給種類 陸軍
2 證書番號 = 第八四〇〇七號

3 年 額 金參百貳拾七圓
4 氏 名 小川卯作

3 年 額 金貳百參拾六圓

3 年 額 金參百六拾五圓

1、1 恩給種類 文官
2 證書番號 イ第四〇二〇一號

3 年 額 金四百六拾圓
4 氏 名 横山敏夫

3 年 額 金貳百參拾六圓

3 年 額 金參百六拾五圓

5 現在残債金 壱千七百七拾八圓
8 拾錢

5 現在残債金 參千七百五拾六圓
貳拾五錢

5 現在残債金 參千七百五拾六圓
貳拾五錢

5 現在残債金 參千七百五拾六圓
貳拾五錢

昭和十一年九月立替、其レヨリ六回
受領セルノミ
再交付申請中ニシテ解決方誠意ナ
シ

6 再交付年月日 昭和十二年七月頃
ナラン

6 再交付年月日 昭和十二年七月頃
再交付運動者 和田安喜

6 再交付年月日 昭和十三年二月上
旬(推定)

小樽市花園町西三ノ九
債權者 龜屋 紋造

1、1 恩給種類 文官
2 證書番號 = 第二四八八〇號

3 年 額 金貳百九拾貳圓

3 年 額 三百八圓

1、1 恩給種類 陸軍

1、1 恩給種類 文官
2 證書番號 = 第一〇一四〇一號

3 年 額 金百七拾七圓

3 年 額 三百八圓

1、1 恩給種類 陸軍
2 證書番號 = 第一〇一四〇一號

1、1 恩給種類 陸軍
2 證書番號 = 第一〇一四〇一號

3 年 額 金百七拾七圓

3 年 額 三百八圓

昭和十三年三月一日印刷

昭和十三年三月二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局